

三島中洲

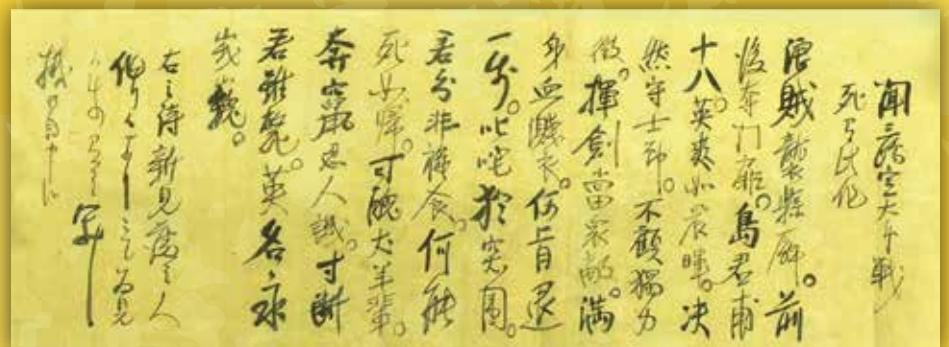
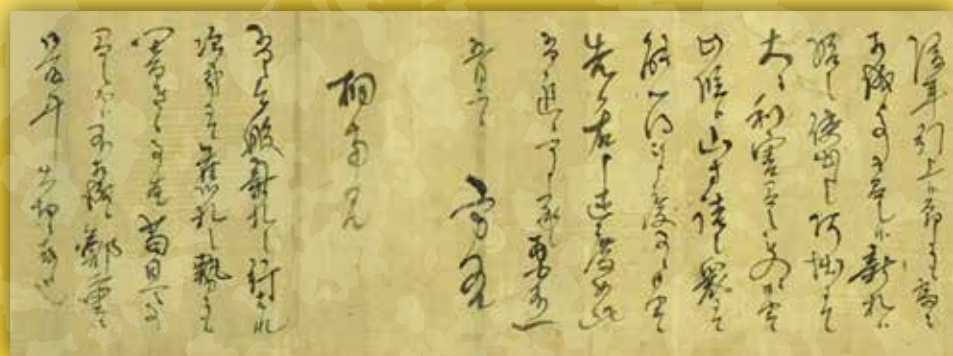
Chushu

と近代

Modern

— 其十二 —

山田方谷と三島中洲の書簡



企画展

三島中洲と近代 其十一

山田方谷と三島中洲の書簡

目次

(はじめに)

山田方谷と三島中洲の書簡／三島家系図略

町 泉寿郎

3

I 山田方谷書簡

5
12

- 1 山田方谷書簡卷 三島中洲宛 慶応元年四～五月
- 2 山田方谷書簡 三島舒太郎宛 (嘉永元・二年) 十月十二日
- 3 山田方谷書簡 三島 (中洲) 宛 (嘉永五年) 十一月三日
- 4 山田方谷書簡 三島 (中洲) 宛 (安政四年) 八月三十日
- 5 山田方谷書簡 三島 (中洲) 宛 (安政五年) 正月二十九日
- 6 山田方谷書簡 三島 (中洲) 宛 (安政五年) 四月二十八日
- 7 山田方谷書簡 (三島中洲) 宛 (文久三年二月頃)

II 三島中洲書簡

13
28

- 8 広沢藤右衛門・山田宇右衛門書簡 熊谷弾介・広瀬徳次郎宛 三島中洲写 (慶応二年) 四月二十九日
- 9 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (慶応二年) 四月十五日
- 10 三島中洲書簡 (三島舒太郎宛) (慶応二年四月十五日)
- 11 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (慶応二年) 五月十六日
- 12 五言古詩「聞三島定太郎戦死有此作」 三島中洲写 (慶応二年)
- 13 三島中洲撰「亡姪三島時正墓銘」 三島中洲自筆 (慶応二年)
- 14 「四月四日西丸へ勅使橋本殿柳原殿御入城、田安中納言へ御渡ニ相成候勅証之写」 三島中洲写 (慶応四年四月頃)
- 15 (備中松山藩家老より備前藩家老への歎願書) 三島中洲写 慶応四年四月
- 16 三島中洲書簡 三島竹翁・三島舒太郎・三島寛平宛 (明治五年) 十月二十八日
- 17 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (明治二十九年) 十二月二十四日
- 18 三島中洲書簡 三島竹太郎宛 大正元年九月二十四日
- 19 *三島中洲書簡 島田重礼宛 明治二十八年九月二十九日

- 20 三島中洲書簡 島田重礼宛 明治二十九年三月二日

- 21 *三島中洲書簡 野口多内宛 明治三十三年十一月二十九日

- 22 *三島中洲書簡 野口多内宛 明治三十七年七月二十一日

- 23 *三島中洲書簡 福島安正宛 (明治四十五年) 七月二日

III 三島中洲来簡

29
32

- 24 三島中洲来簡集

- ①三島中洲題字 ②三島中洲書簡 (牧馬宛) ③四屋恒之書簡 ④川北梅山書簡
⑤土居香国書簡 ⑥信夫恕軒書簡 ⑦堤静斎書簡 ⑧高辻修長書簡 ⑨渡辺千秋書簡 ⑩信夫恕軒書簡

- ⑪香川敬三書簡 ⑫渋沢栄一書簡 ⑬尾崎忠治書簡 ⑭島田重礼書簡 ⑮広橋賢光書簡 ⑯阪谷芳郎書簡 ⑰三島中洲書簡 (豊原宛) ⑱三島中洲書簡 (杉本重遠宛)

IV 三島中洲の知人たちの書

33
38

- 25 *山田方谷書幅 (建白書)

- 26 *島田篁村書幅 七言絶句「蓬窓載筆図」

- 27 *信夫恕軒書幅 七言絶句

- 28 *堤静斎書幅 七言律詩

- 29 *長三洲書幅 七言律詩

- 30 *末松青萍書幅 五言律詩「日窟園小集」

- 31 三島兄弟妹 (舒太郎・中洲・増子) 肖像

V 資料編

39
54

凡例

- 一、本書には、二松学舎大学所蔵の山田方谷・三島中洲書簡を中心に収録したが、一部に個人蔵を含む。後者には資料番号に*を附した。
- 一、人物の呼称は汎用されている姓号を基本とし、年齢表記は数え歳による。
- 一、図版キャプション・解説・翻刻は、町泉寿郎が担当した。
- 一、本書は、二松学舎大学資料展示室の企画展「三島中洲と近代―其十一―山田方谷と三島中洲の書簡―」(期間 2025/9/16～10/31)の展示図録を兼ねるものである。

山田方谷と三島中洲の書簡

二松学舎大学教授・大学資料展示室運営委員会委員

町 泉寿郎

はじめに

今回は、近年新たに本学に所蔵されることになった山田方谷と三島中洲の書簡資料を中心に展示することにした。今回で一回目を数える企画展「三島中洲と近代」では、毎回書簡資料を展示してきているが、方谷と中洲の書簡をメインにした展示は今回が初めてである。展示の内容としては、三島中洲の事蹟のアウトラインを書簡によってたどれるように考えてみた。

書として見ても、方谷の書は流麗かつ切れ味があり、中洲の書は方谷からの影響を承けつつも師に比して素朴だが、明治二七年の大患を境に書風が変化し、晩年の独特な風格ある書に至る。書簡にもそれは現れているので、中洲の三十代から八十代に至る書の変化も見えていただきたい。

従来、本学に所蔵されてきた山田方谷と三島中洲の書簡資料は実はそれほど多くなかった。三島中洲の書簡が少ないのは当然でもあって、発信者のもとに書簡が残ることは少ないし、そもそも、三島家の資料は書籍が漢学塾時代以来収蔵されてきたけれども、文書類は三男復宛以外は基本的には本学に残されておらず、古書市場等から購入したケースが多い。

では方谷書簡はどうか。三島中洲は自他ともに認める山田方谷の高弟であり、三十数年にわたる師弟関係から、両者の間には膨大な書簡の往復があったはずであり、事実、国分胤之編『魚水実録』上下や『山田方谷全集』には数多くの三島中洲宛ての山田方谷書簡が収録されている。ただ方谷の養孫で中洲の高弟でもある山田準（号済斎）が方谷の年譜や全集の作成に従事したため、中洲の手もとに残されていた方谷来簡は三島家から山田準に渡り、更に山田準は『山田方谷全集』の完成後、戦後の窮乏時代に編纂・刊行に協力

した関係者に方谷書簡を贈って謝意を表したことにより四散した。

そのほか、山田敦氏所蔵の親族宛書簡、高梁歴史美術館所蔵の資料群などがあり、本学にも近年の寄贈品・収集品を中心に数十通の方谷書簡が所蔵される。

中洲書簡では、他機関に所蔵されるものとしては、国会図書館憲政資料室の阪谷朗廬文書中のものなどが早くから知られ、筆者が近年調査に参加している岡山県児島の野崎家にも相当数の中洲書簡が残されている。

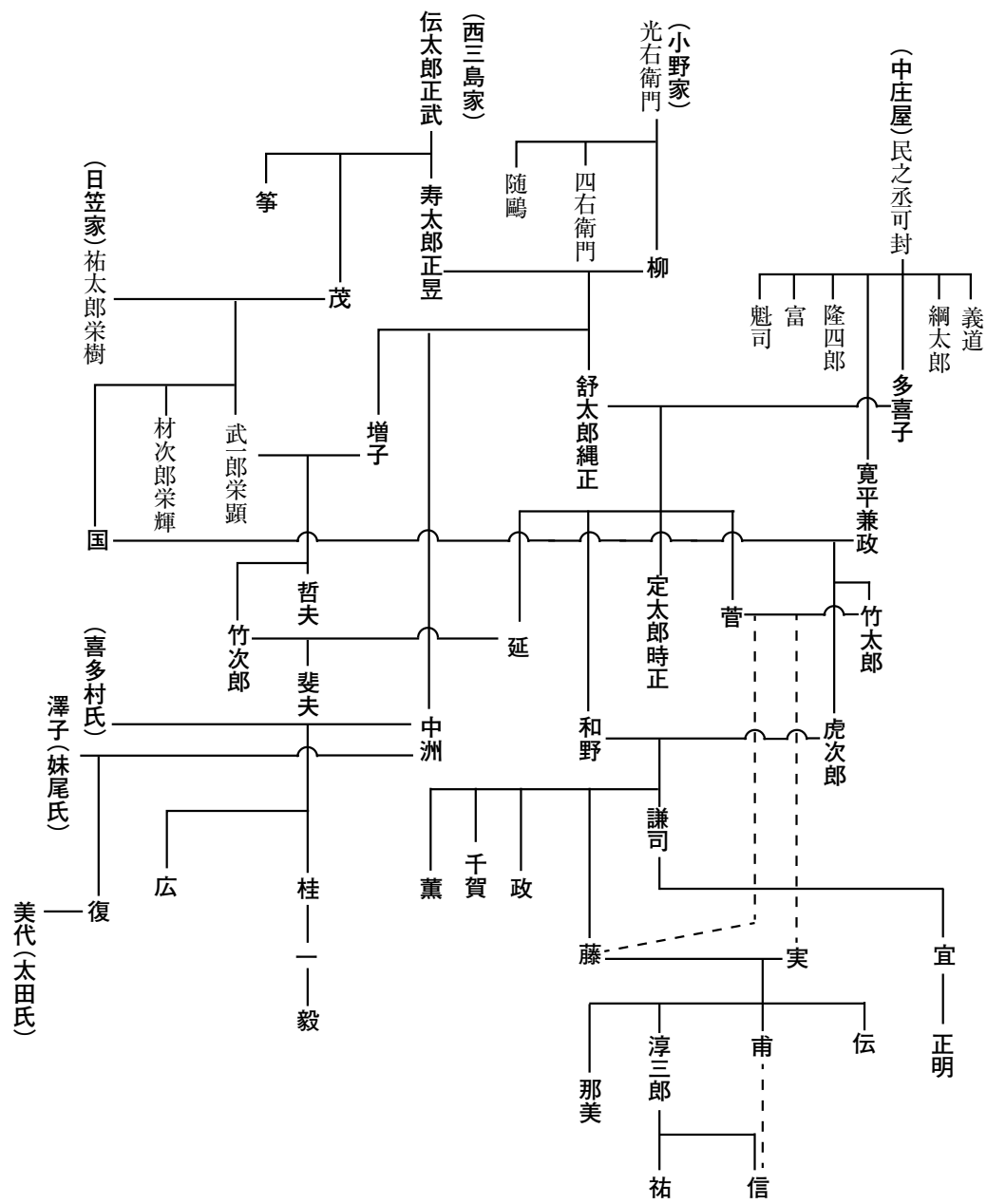
本学に所蔵される中洲関係の書簡の多くは、筆者がその収蔵の経緯を聞知しているような比較的近い時期の購入や寄贈によるものが多く、門人では山田準・那智佐典・小野静雄に宛てたものや、三島中洲宛の来簡があり、これらは先に『三島中洲研究』に翻刻を収録して紹介した。また友人南摩綱紀との往復書簡も『三島中洲と近代 其一』に翻刻を収録した。

その後近十年に、本学の所蔵資料は寄贈と購入によって確実に増加し、大学資料展示室と東アジア学術総合研究所日本漢学研究センターの活動を通して逐次公開してきた。先年は中洲の母柳の生家である小野家（備中浅口郡大谷村の大庄屋）の資料が小野重五郎氏から寄贈され、『三島中洲と近代 其八』（二〇二二）において紹介した。

今回新たに、三島中洲の生家である西三島家（備中窪屋郡中島村の庄屋を務めた家柄）の家伝資料の寄贈を受けた。西三島家資料は従来未紹介の資料であり、方谷・中洲の師弟関係をよく示す方谷書簡や、倉敷浅尾騒動の際の動向を記した幕末史資料として重要なものが含まれる。西三島家資料の全貌を紹介するには、まだ少し時間を要するが、今回の展示はその最初のお披露目となる。一人でも多くの方々に関心を持っていただければ幸いである。

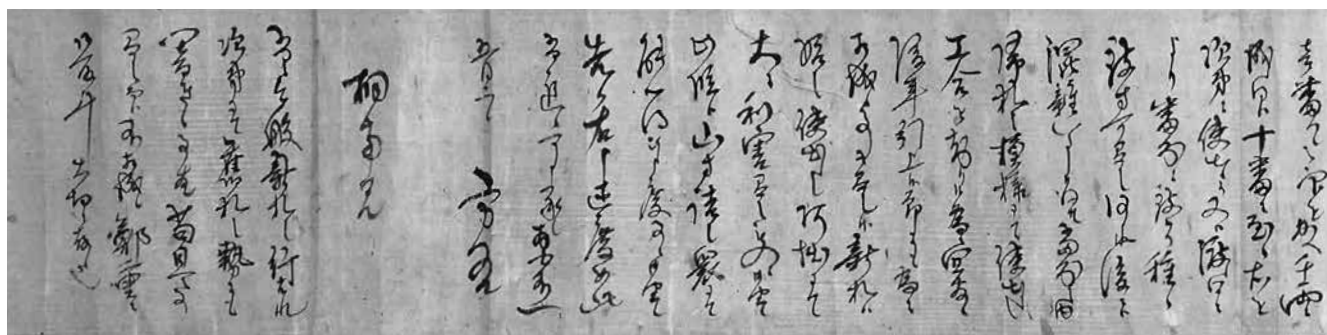
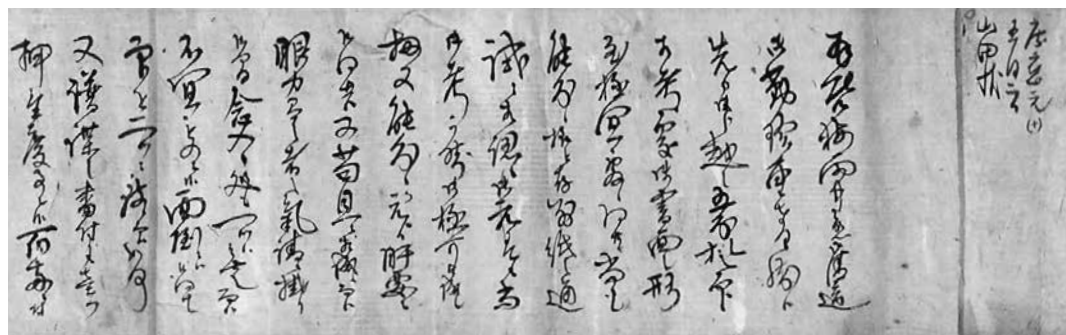
長年にわたって貴重な家伝資料の保存に努められ、今般その貴重な資料をご寄贈いただいた三島信氏に、深甚なる謝意を表します。

令和七年九月



【三島家系図略】

I | 山田方谷書簡



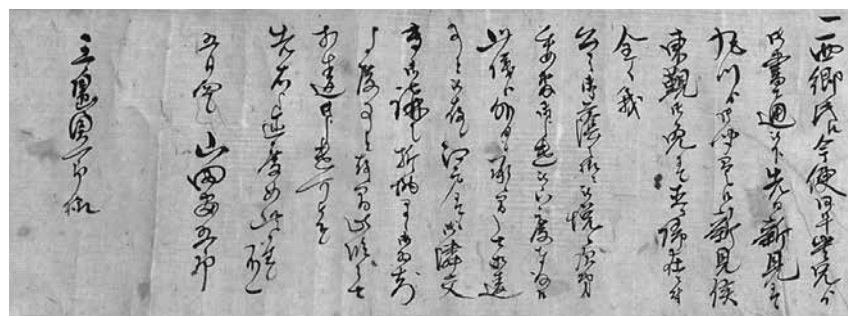
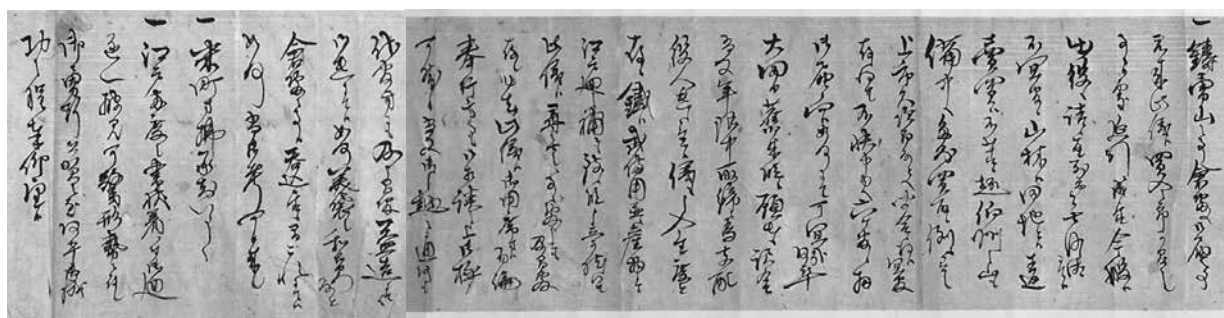
1 | 山田方谷書簡巻 三島中洲宛 慶応元年四～五月

-1) 図版掲出 山田方谷書簡 三島中洲宛 (慶応元年 1865) 五月二日

三島中洲は師山田方谷(1805～1877、名球、通称安五郎、字琳卿)から送られた書簡を三十巻の卷子にして保管していたが、門人で山田家を継承した山田準(1867～1952)が『方谷先生年譜』(1905年刊)を編纂して方谷の事蹟・学問の顕彰に従事したことから、方谷書簡巻は山田準の所有に帰した。昭和十八年に二松学舎専門学校校長を退任した山田準は『山田方谷全集』の編纂に力を注ぎ、同書の編纂刊行に協力した人々に書簡巻を贈与して謝意を表した。したがって、今日この三十巻は四散して所在不明になっているが、新見市大佐在住の戸田俊治氏は第十・十一・十三・十四・二十一・二十三の六巻を所蔵している。

展示品は三十巻中の第六巻で、近年、本学の所有となったもの。慶応元年四月から五月の三島中洲宛山田方谷書簡が六通(4/6、4/6、4/6、4/10、5/2、5/4)を収録する。書簡の宛名は中洲が明治三年(1870)以前に名乗っていた別号「桐南」(生家にあった古桐の傍らに書斎を構えたことにちなむ)となっているものが多い。

五月二日書簡は、新たに発行する五分の藩札のデザインに関するやりとりで、藩札流通のために彼らが腐心していた様子がうかがえる。



-2) 図版掲出 山田方谷書簡 三島中洲宛 (慶応元年 1865) 五月四日

書簡の内容は、前掲の五月二日書簡と同様に、五分藩札をうまく流通させるための方策と、吹屋や鑄勇山などの鉾山と鉄の江戸輸出のこと、隣藩新見藩主の動向などが記されている。

書簡冒頭の別筆の「年月日 (no.) 山田状」は三島中洲による書き入れで、山田方谷書簡を三十巻に編纂する際に記した書簡の年代と年毎の番号。もと裏面に書かれていたが、装丁の際に切断し反転したもの。

箱書は山田準によるもので、昭和二十二年『山田方谷全集』編纂完了記念として芳賀直次郎に贈られたものであることが分かる。

一筆如星時以爲字
其筆便如雲霞通氣
以爲業多習之況也
故云四書可也解
以傳心之誠意後
一信之志是言打已
其年甚微在府中
之然其志亦不遠也
以待之奈何使至
歸途出會一志
期之志亦不遠也何足
而之志亦不遠也且長途
山川阻遠字句難計
終之志亦不遠也開贈
行過者人所臨所懷
有之志亦不遠也南
東海爲初秋陽春
子後亦細問一通到
達此子亦抱之而去矣
明君侯馬有洪都分好
向之志亦不遠也

昨書より大慰なり
 少くも一齋を再興する
 事なきは甚だ幸なり
 大願有りと云ふ尤も遠目
 帰國一越れば此より切近
 所上進する所祈望なり
 此等と雖も是も板倉公
 奉筆法學尚且濡るに
 殆ど多し一回読み終る
 手ぬ極度生々喜ぶを
 何分かし合はれ勉勵す
 國家有用の學出され
 ば世に益なり矣
 此書固く是も文藝に
 關せず不負吾間餘所
 望なりと云ふ面は幸甚
 花外より一義ありて
 是も趣は之より祈ふ先
 一應に及ばず後を云ふ
 可い事云々其の如く
 霜月 山田安房印

[illegible]

3 山田方谷書簡 三島(中洲)宛 (嘉永五年1852)十一月三日

三島中洲は嘉永五年（1852）三月、二十三歳で山田方谷の家塾牛麓舎を辞して伊勢国津藩に遊学し斎藤拙堂（1797～1865）に従学した。天保十四年（1843）に十四歳で入塾して以来、方谷に十年近く師事したことになる。

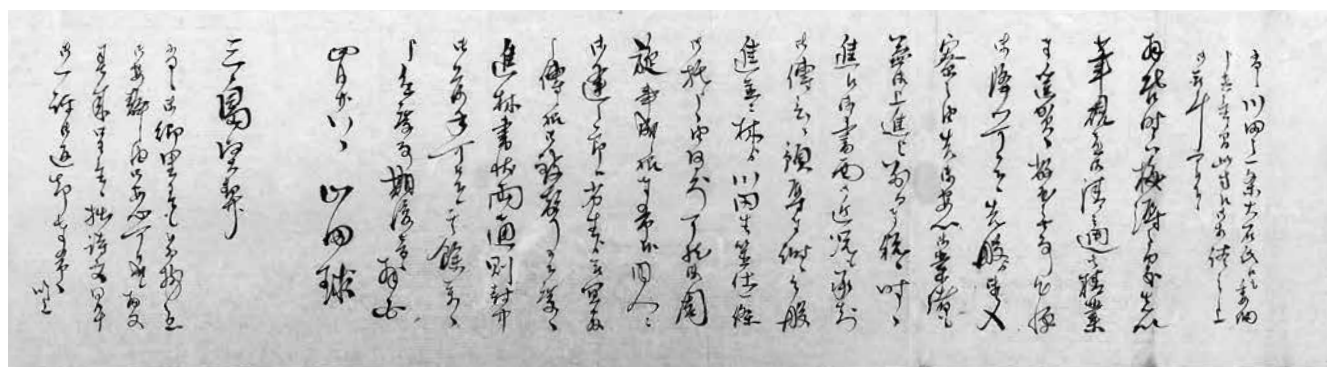
本書簡は、津遊学中の中洲が方谷に近況を知らせた書簡に対する方谷の返書である。この時、備中松山藩からは中洲だけでなく梶尾屯斎と板倉慎齋も津藩に遊学しており、中洲は彼らと切磋琢磨して遊学生活を送ったが、方谷書簡にある「国家有用之学出来候様御世話奉希候」から考えると、中洲は板倉慎齋らの世話係の役割も担ったように思われる。追伸では、方谷は後妻を迎えることについて相談している。

[illegible][illegible]

5 山田方谷書簡 三島(中洲)宛 (安政五年1858)正月二十九日

安政四年（1857）十月に江戸に出た二十八歳の三島中洲は、木挽町（現銀座三丁目）にあった備中松山藩の中屋敷に入った。江戸在住の諸儒（安積艮斎・安井息軒・塩谷宕陰・藤森弘庵ら）を歴訪して存分に学問的交流に打ち込むことができたらしく、その報告を聞いた方谷は「可羨事已」と羨望している。方谷書簡に「同居之人も得益」と見えていることから、中屋敷内では同藩の者との相部屋であったことも分かる。方谷書簡には「都下も不穩之風聞」ともあって、前年来の米国使節ハリスとの修好通商条約交渉が進行中であることから、攘夷論者の動向など、中洲から方谷に都下の風聞も報知されていたことが窺える。

また「村上提修業出立ニ付、例之姓名帳端書被頼」（図版下段2～3行目）とあるのは、遊学する門人に対して方谷がその人物を紹介する「英名録」という文章を書き与えていたことを指している。「村上提英名録序」は『山田方谷全集』巻一「漢文編」所収、村上は備中松山藩士で、剣術を好み、江戸に遊学した。



6 | 山田方谷書簡 三島(中洲)宛 (安政五年1858) 四月二十八日

安政五年(1858)、二十九歳の三島中洲は安積良斎(1791～1861 通称祐助)の門籍に連なり、更に四月に大学頭林復斎(1800～1859 名燿、述斎六男)に入門し昌平坂学問所書生寮に入寮した。入寮したての中洲は、斎藤拙堂等から送られた書を携帯しており、それを同学に得意顔で示して先輩たちから注意されることもあったという(岡千仞『在臆話記』)。

本書簡は、中洲から書生寮入寮を知らせる手紙を受け取った時の方谷の返書。文面から、この時に川田甕江の備中松山藩仕官の件を周旋するよう進鴻溪と林抑斎(1813～1871 通称富太郎)から中洲に依頼する書簡二通も同封されていたことがわかる。一般に川田甕江の備中松山藩仕官は安政四年末のこととされているが(『山田方谷全集』年譜)、本書簡、および本書簡の七ヶ月後に書かれた三島中洲宛山田方谷書簡(安政五年十一月二十八日付)にも川田の仕官に関する話題が見えることから、安政五年の時点では川田の仕官は決着していなかったことが分かる。

安政六年(1859)三月に昌平坂学問所を辞して帰郷した中洲は、正式に備中松山藩士として召し抱えられ藩校有終館の会頭となった。更に翌万延元年(1860)四月に昌平坂学問所書生寮に再遊し、才能ある者が選ばれる名誉ある職とされる詩文掛となっている。

山はたふさぐはたふさぐ
 やつたふ事ゆりて
 大城のまをへとくてもな
 うらやうふ事そそ
 山へ入るもちぢい
 つまひ口はきかぬ
 町々をぬるゆりす
 りふさふ身になん人
 任じぬまに
 世はしとわたりうら
 山より事そそ
 佛り来らん
 うはなう海身
 三つ野大山のつ道
 ぬきなう
 さいせはみんの妻
 自らゆく世のかた

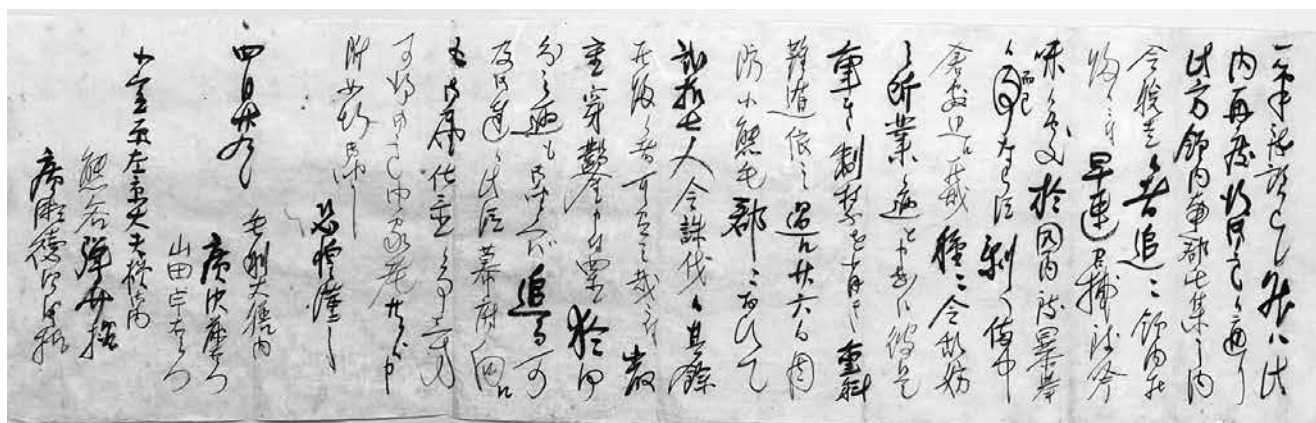
同町いりてふたつたふ
 清水はなをえ
 汲む水の志をいふ
 山清水澄む心はとろろ
 さらさらはるれ
 又此端乃松をえ
 中よりえ 夢をうたれ
 夢をえ 松をえ 夢をえ
 松をえ 夢をえ 松をえ
 右二首 離頌 涉迹 懷此亦
 不可無二情也 觀者 望焉
 方々 先生人
 右二首 離頌 涉迹 懷此亦
 不可無二情也 觀者 望焉

7 | 山田方谷書簡 (三島中洲)宛 (文久三年1863二月頃か)

文久二年（1862）は、備中松山藩にとっても山田方谷・三島中洲にとっても、幕末政治史の渦中に身を投ずる画期となった年である。三月に藩主板倉勝静が老中となり外国事務を担当することとなった。方谷の補佐を必要とした勝静は四月に方谷を江戸に召し出し、十一月には方谷は江戸城で将軍家茂に拝謁している。方谷は板倉勝静が困難な政治課題を解決し得ないことを見越して早々に辞職するよう勧めたが、譜代の家に生まれた勝静（桑名松平家出身）にはそれは困難であった。藩政とは勝手が違い意の如くにならない状況に置かれた方谷は再三辞職帰国を願い出て、漸く許されて文久三年二月に帰国している。一方、三島中洲は文久二年九月に江戸に召されて西国諸国探索の密命を受け、十月十三日から翌年二月初旬まで三か月余りの旅に出かけ、この間に『西国探索録』『観風詩録』『瓊浦筆談』等の記録をまとめている。

展示品は、江戸から帰郷した方谷が、ほぼ時を同じくして西国から帰郷した中洲に宛てて、帰隠した今の心境を六首の和歌の形で贈ったもの。方谷の和歌作品は、『山田方谷全集』に七十首余り収録されているが、本作は第五首目（図版下段冒頭）のみ収載され、その他の五首は未収録作品である。

II | 三島中洲書簡



8 | 広沢藤右衛門・山田字右衛門書簡 熊谷弾介・広瀬徳次郎宛 三島中洲写 (慶応二年1866) 四月二十九日

差出しと宛先について簡単に記せば、毛利大膳は長州藩主毛利敬親（1819～1871）。広沢藤右衛門（1834～1871 広沢真臣）、山田字右衛門（1813～1867）は共に長州藩士。小笠原左京大夫は豊前小倉藩主小笠原忠幹（1827～1865）。熊谷弾介と広瀬徳次郎は共に小倉藩士。広沢・山田・熊谷・広瀬は他藩との応接を担当した人物らしい。

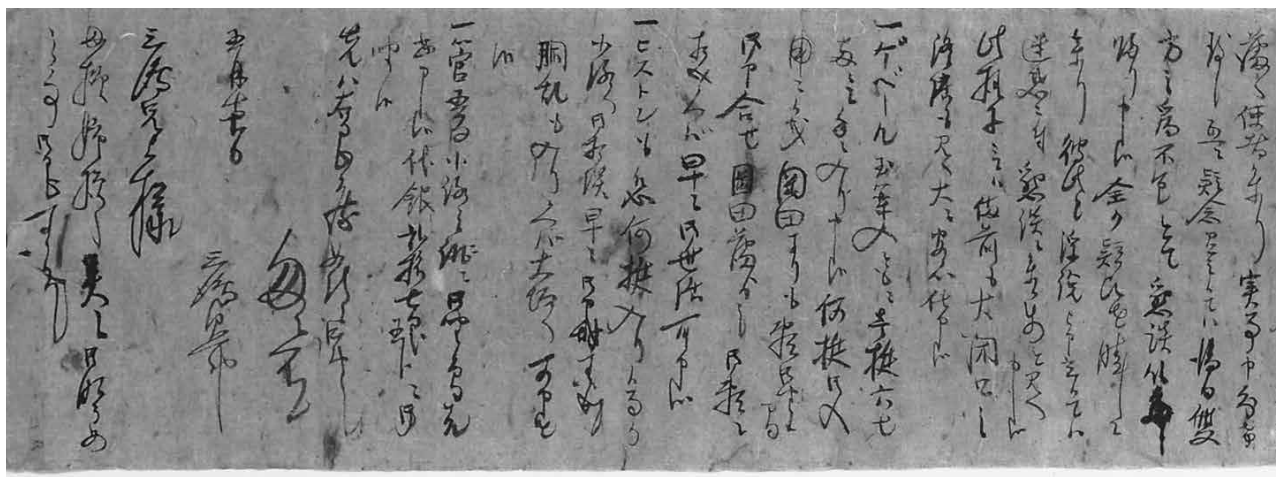
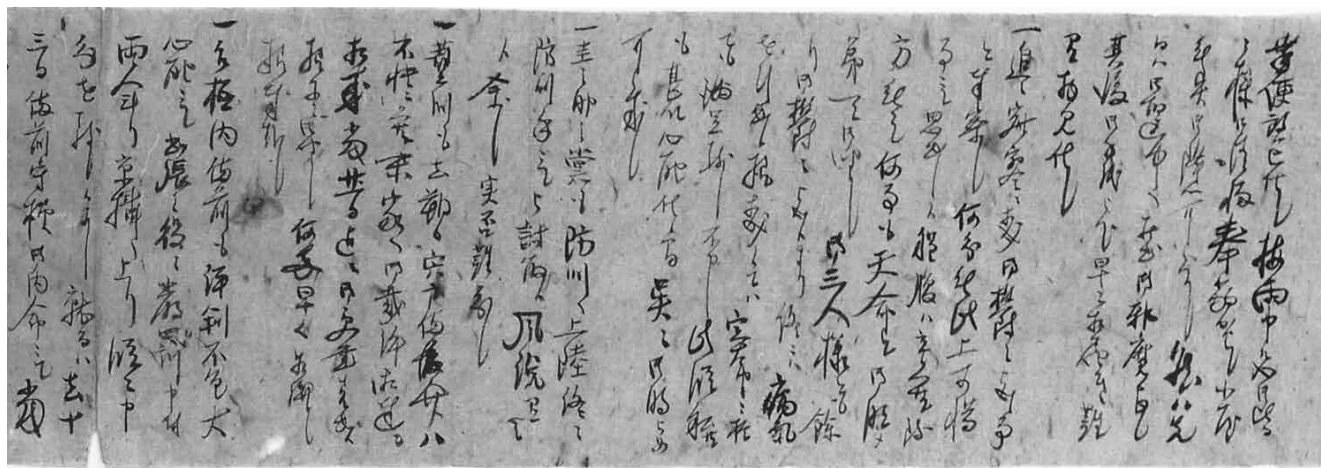
書簡の内容は、第二次長州征討の余波として、立石孫一郎（1832～1866 倉敷豪商大橋家の婿）ら第二奇兵隊の脱走者たちが倉敷代官所や浅尾藩陣屋を襲撃する倉敷浅尾騒動（慶応二年四月）を引き起こしたため、この事態を受けて長州藩から小倉藩に対して脱走者のうち藩領内に立ち戻った脱走者たち二十七人を捕縛して処刑したと報じている。

前後二回の長州征討における山田方谷・三島中洲の動向は次のようであった。元治元年（1864）の第一次長州征討には、山陽道の先鋒を拝した板倉勝静が十月に帰藩し、十一月三日に藩士を率いて備中松山を出発、三島中洲は小荷駄奉行として従軍している。山田方谷は安政六年（1860）以来、城下を離れた長瀬に転居して自ら主張する藩士の土着を実践していたが、藩主や主要藩士が従軍し留守の兵権（統帥権）を委任されることとなり、頼久寺に駐営し郷兵を組織して藩境の守備に当たらせた。長州側は責任者の切腹や藩主父子の謝罪によって恭順の意を示したが、その一方でこれを不満とする高杉晋作の奇兵隊等の活動が激化していった。勝静以下の藩兵は慶応元年（1865）正月に備中松山に凱旋し、三島中洲は広島で残務処理をして二月に帰藩している。次いで慶応元年（1865）の第二次長州征討には方谷・中洲ともに目立った従軍などはしていないが、倉敷浅尾騒動が起こった際に倉敷代官所では広島出張中の桜井代官に代わって留守を守った者の中に舒太郎の長男で中洲の甥にあたる三島定太郎（時正 1849～1866）がおり、討死してしまうのである。

[illegible]

9

中洲は多忙を極めるなかでも本書簡に先んじて四月十二日の定太郎の葬儀に出席できない旨を知らせていたらしい。「初七日」にあたる四月十五日にしたためられた本書簡では、中洲は備中松山の近況を伝え、時正の戒名を訊ね、また時正の敵を討ちたく思っていたが諸事情から敵を取り逃がし残念千万であると言い、名誉ある討死をした定太郎が後世まで祭祀が執り行われるよう自分が碑文を撰文し画像も残してやりたいと言っている。

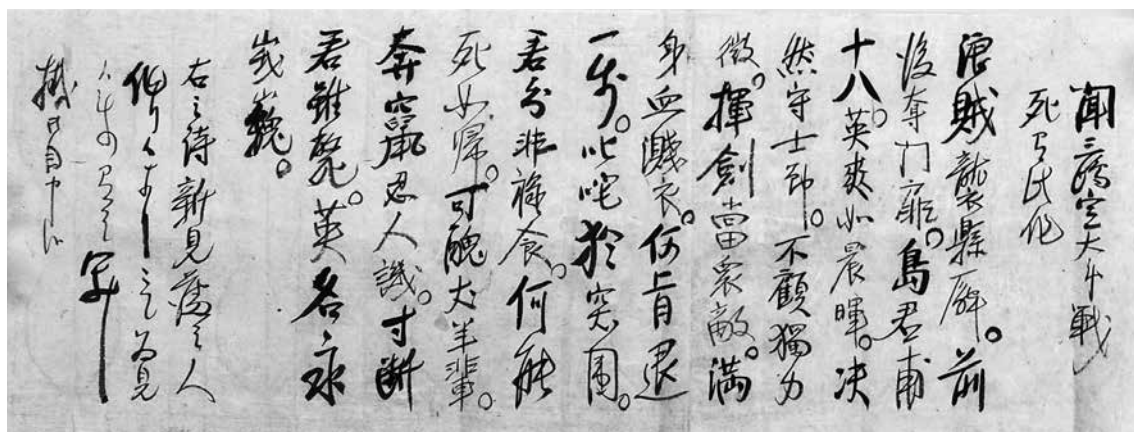


11 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (慶応二年1866) 五月十六日

本書簡から、五月に入って中洲が中島村の三島家を訪れて定太郎の霊を弔ったことが分かる。中洲は嫡男を失った三島家の人々が「追々寂寥」を募らせていることだろうが、「何事も天命と御明メ第一」と述べて、舒太郎夫婦と老母柳を労わっている。

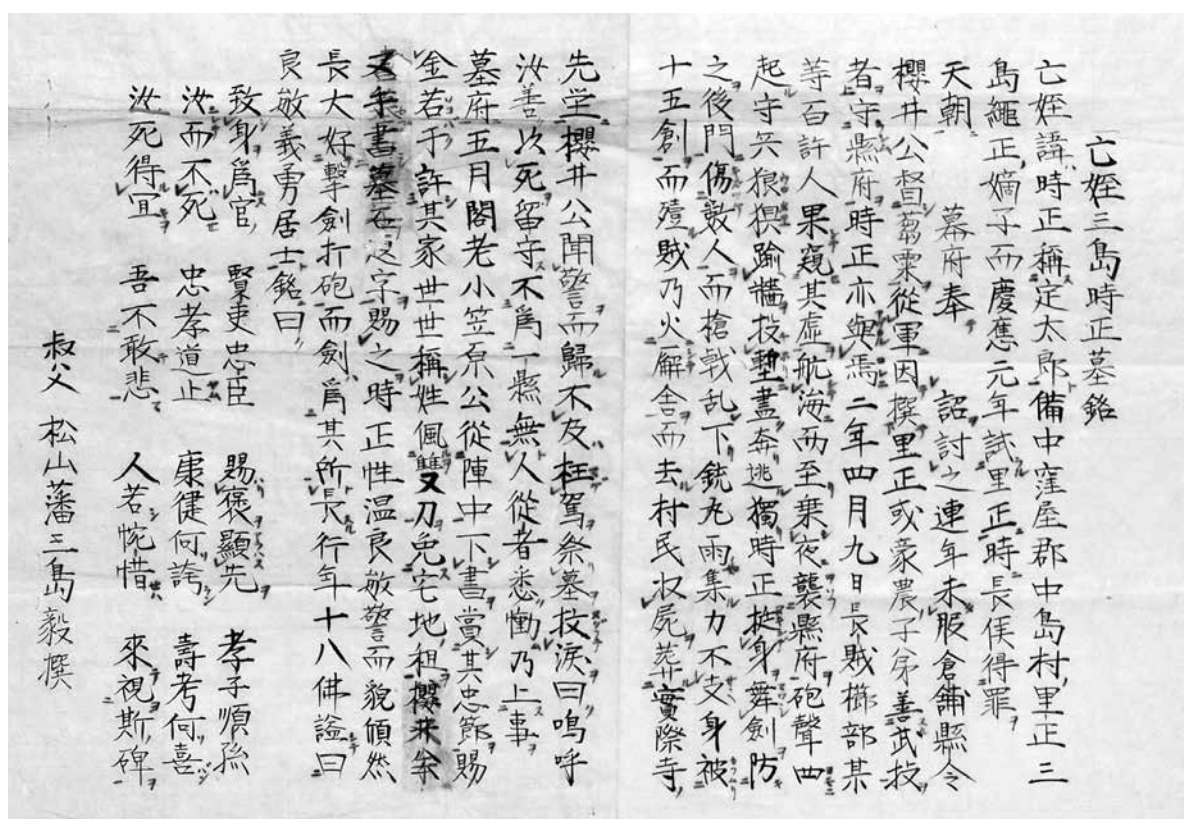
「圭之助」とあるのは騒動の首謀者である立石孫一郎のことで、孫一郎は第二奇兵隊に入隊する以前は倉敷の豪商豪農の大橋家に入婿して大橋敬之助と称した。立石孫一郎らはその後落ち延びて周防に上陸したが、既に長州藩では厳罰に処する決定がなされており、四月二十六日に討取られている。

また「ゲバール銃」「ヒストン（ピストル）」など、舒太郎が銃の購入を中洲に依頼していることも注目される。銃は農村における自衛のためのものであろうか。



12 | 五言古詩「聞三島定太郎戦死有此作」 三島中洲写 (慶応二年1866)

今日、三島定太郎（時正）の名を知る者は稀だが、当時は倉敷代官所の襲撃事件によって定太郎が討死したことは近隣に広く知られた事件であった。本資料は、新見藩の某が作った三島定太郎の戦死を悼む五言古詩を人づてに示された三島中洲が、この詩を写し取り、兄舒太郎に書き送ったもの。定太郎の忠節に対して幕府は金十両を賞賜し、三島家に代々名字帯刀を許し、宅地一反の租税を免除した。



13 | 三島中洲撰「亡姪三島時正墓銘」 三島中洲自筆 (慶応二年1866)

三島中洲が撰文した三島定太郎時正の墓碑銘。三島家の菩提寺中島山実際寺の墓域に「節士三島時政墓」（代官桜井久之助筆）が立てられ、その側面に刻されている。また『中洲文稿』第一集にも収録されているがかなり異同がある。

甲子之末、
勅使松平殿柳
宗茂申入。蒙田
中納言、昌成
、在御。
辨診一字
徳川秀忠奉勘圖
天朝之末終、不可言
之所業、多経年々
る所
宸襟依、
帝親征海陸諸色
進軍、今松平備
前參二食、通船
公食、与有
皇恩、餘別成、通
原下條薩、只
清可、候
松平、每月十日、朝
限、各件折立
可、為記
片切地、事
右限、既、寛胸
片切地、上、更、
難、難、哀訴、中斷
我、不、

以食恩威兩立
 確乎不拔
 敵意之連、抑
 奮不可言矣哉
 者也
 別紙
 第一條
 交元壬子七月廿六日
 手狀
 天朝到、兵力以
 犯
 皇都、連、旗、
 薙袍、重罪、
 依為追討官軍
 向、
 實恭順、
 表、
 人、
 白餘、
 業不少、
 野、
 王、
 以別格、

男はるゝあはれに
 條に 實に
 孝上とて寛典徳
 川家名に立下度
 喜死罪一等と宥
 する水戸君、是
 謹慎可なり
 第二條
 城の所、今張藩、
 可なり
 第三條
 軍艦飽り海可
 甲追ふ可なり
 第四條
 城内に在る家臣
 城外、是等諸條
 可なり
 第五條
 主君、竊謀相助
 重罪タルに依り、可
 りとる料とあり
 第六條、寛典に
 死一等と宥する
 相成る所とす
 可なり
 第七條、
 第八條、
 第九條、
 第十條、
 第十一條、
 第十二條、
 第十三條、
 第十四條、
 第十五條、
 第十六條、
 第十七條、
 第十八條、
 第十九條、
 第二十條、
 第二十一條、
 第二十二條、
 第二十三條、
 第二十四條、
 第二十五條、
 第二十六條、
 第二十七條、
 第二十八條、
 第二十九條、
 第三十條、
 第三十一條、
 第三十二條、
 第三十三條、
 第三十四條、
 第三十五條、
 第三十六條、
 第三十七條、
 第三十八條、
 第三十九條、
 第四十條、
 第四十一條、
 第四十二條、
 第四十三條、
 第四十四條、
 第四十五條、
 第四十六條、
 第四十七條、
 第四十八條、
 第四十九條、
 第五十條、
 第五十一條、
 第五十二條、
 第五十三條、
 第五十四條、
 第五十五條、
 第五十六條、
 第五十七條、
 第五十八條、
 第五十九條、
 第六十條、
 第六十一條、
 第六十二條、
 第六十三條、
 第六十四條、
 第六十五條、
 第六十六條、
 第六十七條、
 第六十八條、
 第六十九條、
 第七十條、
 第七十一條、
 第七十二條、
 第七十三條、
 第七十四條、
 第七十五條、
 第七十六條、
 第七十七條、
 第七十八條、
 第七十九條、
 第八十條、
 第八十一條、
 第八十二條、
 第八十三條、
 第八十四條、
 第八十五條、
 第八十六條、
 第八十七條、
 第八十八條、
 第八十九條、
 第九十條、
 第九十一條、
 第九十二條、
 第九十三條、
 第九十四條、
 第九十五條、
 第九十六條、
 第九十七條、
 第九十八條、
 第九十九條、
 第一百條、
 第一百一條、
 第一百二條、
 第一百三條、
 第一百四條、
 第一百五條、
 第一百六條、
 第一百七條、
 第一百八條、
 第一百九條、
 第一百十條、
 第一百十一條、
 第一百十二條、
 第一百十三條、
 第一百十四條、
 第一百十五條、
 第一百十六條、
 第一百十七條、
 第一百十八條、
 第一百十九條、
 第一百二十條、
 第一百二十一條、
 第一百二十二條、
 第一百二十三條、
 第一百二十四條、
 第一百二十五條、
 第一百二十六條、
 第一百二十七條、
 第一百二十八條、
 第一百二十九條、
 第一百三十條、
 第一百三十一條、
 第一百三十二條、
 第一百三十三條、
 第一百三十四條、
 第一百三十五條、
 第一百三十六條、
 第一百三十七條、
 第一百三十八條、
 第一百三十九條、
 第一百四十條、
 第一百四十一條、
 第一百四十二條、
 第一百四十三條、
 第一百四十四條、
 第一百四十五條、
 第一百四十六條、
 第一百四十七條、
 第一百四十八條、
 第一百四十九條、
 第一百五十條、
 第一百五十一條、
 第一百五十二條、
 第一百五十三條、
 第一百五十四條、
 第一百五十五條、
 第一百五十六條、
 第一百五十七條、
 第一百五十八條、
 第一百五十九條、
 第一百六十條、
 第一百六十一條、
 第一百六十二條、
 第一百六十三條、
 第一百六十四條、
 第一百六十五條、
 第一百六十六條、
 第一百六十七條、
 第一百六十八條、
 第一百六十九條、
 第一百七十條、
 第一百七十一條、
 第一百七十二條、
 第一百七十三條、
 第一百七十四條、
 第一百七十五條、
 第一百七十六條、
 第一百七十七條、
 第一百七十八條、
 第一百七十九條、
 第一百八十條、
 第一百八十一條、
 第一百八十二條、
 第一百八十三條、
 第一百八十四條、
 第一百八十五條、
 第一百八十六條、
 第一百八十七條、
 第一百八十八條、
 第一百八十九條、
 第一百九十條、
 第一百九十一條、
 第一百九十二條、
 第一百九十三條、
 第一百九十四條、
 第一百九十五條、
 第一百九十六條、
 第一百九十七條、
 第一百九十八條、
 第一百九十九條、
 第二百條、
 第二百一條、
 第二百二條、
 第二百三條、
 第二百四條、
 第二百五條、
 第二百六條、
 第二百七條、
 第二百八條、
 第二百九條、
 第二百十條、
 第二百十一條、
 第二百十二條、
 第二百十三條、
 第二百十四條、
 第二百十五條、
 第二百十六條、
 第二百十七條、
 第二百十八條、
 第二百十九條、
 第二百二十條、
 第二百二十一條、
 第二百二十二條、
 第二百二十三條、
 第二百二十四條、
 第二百二十五條、
 第二百二十六條、
 第二百二十七條、
 第二百二十八條、
 第二百二十九條、
 第二百三十條、
 第二百三十一條、
 第二百三十二條、
 第二百三十三條、
 第二百三十四條、
 第二百三十五條、
 第二百三十六條、
 第二百三十七條、
 第二百三十八條、
 第二百三十九條、
 第二百四十條、
 第二百四十一條、
 第二百四十二條、
 第二百四十三條、
 第二百四十四條、
 第二百四十五條、
 第二百四十六條、
 第二百四十七條、
 第二百四十八條、
 第二百四十九條、
 第二百五十條、
 第二百五十一條、
 第二百五十二條、
 第二百五十三條、
 第二百五十四條、
 第二百五十五條、
 第二百五十六條、
 第二百五十七條、
 第二百五十八條、
 第二百五十九條、
 第二百六十條、
 第二百六十一條、
 第二百六十二條、
 第二百六十三條、
 第二百六十四條、
 第二百六十五條、
 第二百六十六條、
 第二百六十七條、
 第二百六十八條、
 第二百六十九條、
 第二百七十條、
 第二百七十一條、
 第二百七十二條、
 第二百七十三條、
 第二百七十四條、
 第二百七十五條、
 第二百七十六條、
 第二百七十七條、
 第二百七十八條、
 第二百七十九條、
 第二百八十條、
 第二百八十一條、
 第二百八十二條、
 第二百八十三條、
 第二百八十四條、
 第二百八十五條、
 第二百八十六條、
 第二百八十七條、
 第二百八十八條、
 第二百八十九條、
 第二百九十條、
 第二百九十一條、
 第二百九十二條、
 第二百九十三條、
 第二百九十四條、
 第二百九十五條、
 第二百九十六條、
 第二百九十七條、
 第二百九十八條、
 第二百九十九條、
 第三百條、
 第三百一條、
 第三百二條、
 第三百三條、
 第三百四條、
 第三百五條、
 第三百六條、
 第三百七條、
 第三百八條、
 第三百九條、
 第四百條、
 第四百一條、
 第四百二條、
 第四百三條、
 第四百四條、
 第四百五條、
 第四百六條、
 第四百七條、
 第四百八條、
 第四百九條、
 第五百條、
 第五百一條、
 第五百二條、
 第五百三條、
 第五百四條、
 第五百五條、
 第五百六條、
 第五百七條、
 第五百八條、
 第五百九條、
 第六百條、
 第六百一條、
 第六百二條、
 第六百三條、
 第六百四條、
 第六百五條、
 第六百六條、
 第六百七條、
 第六百八條、
 第六百九條、
 第七百條、
 第七百一條、
 第七百二條、
 第七百三條、
 第七百四條、
 第七百五條、
 第七百六條、
 第七百七條、
 第七百八條、
 第七百九條、
 第八百條、
 第八百一條、
 第八百二條、
 第八百三條、
 第八百四條、
 第八百五條、
 第八百六條、
 第八百七條、
 第八百八條、
 第八百九條、
 第九百條、
 第九百一條、
 第九百二條、
 第九百三條、
 第九百四條、
 第九百五條、
 第九百六條、
 第九百七條、
 第九百八條、
 第九百九條、
 第一千條、
 第一千一條、
 第一千二條、
 第一千三條、
 第一千四條、
 第一千五條、
 第一千六條、
 第一千七條、
 第一千八條、
 第一千九條、
 第一千十條、
 第一千十一條、
 第一千十二條、

14

本資料は、慶応四年（1868）四月四日に新政府軍の代表が江戸城西之丸に入城し、旧幕府方に提示した和平の条件書の写しである。三島中洲の筆跡であることから、この情報に接した中洲が郷里の兄のために書き写して送ったものと考えられる。

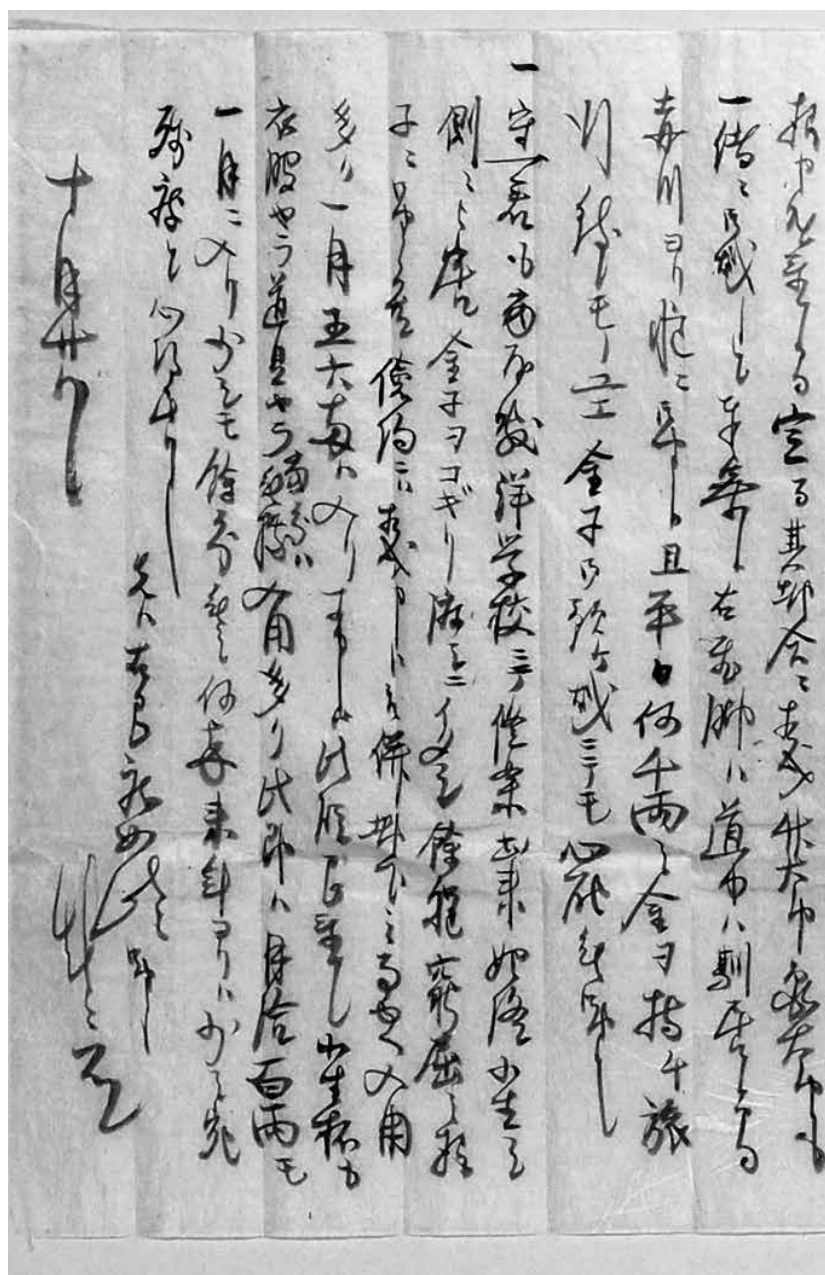
江戸城開城の際の条件は以下の通りであった。第一条：徳川家の家名存続、慶喜の水戸退去謹慎。第二条：江戸城を尾張藩に明け渡す。第三条：軍艦・鉄砲の引き渡し。第四条：城内の家臣の退去謹慎。第五条：慶喜を補助した者たちは死一等を宥免。

実弟である中洲が備中松山藩の要職にあったという事情もあずかって、三島舒太郎は窪屋郡中島村の庄屋として幕末維新期の正確な情報に接していたと言えるだろう。

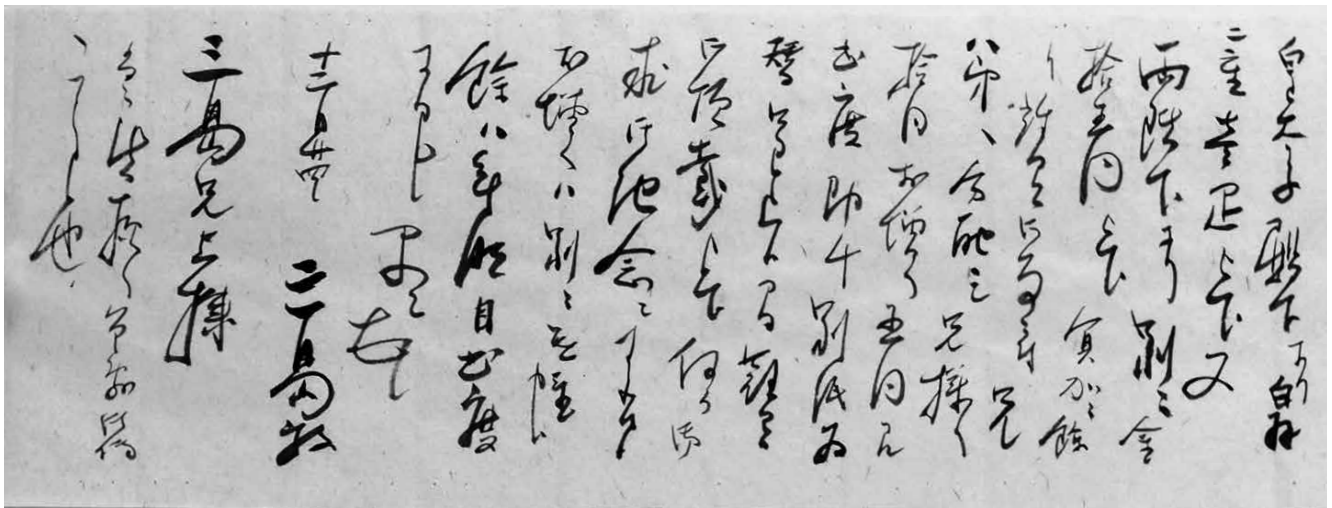
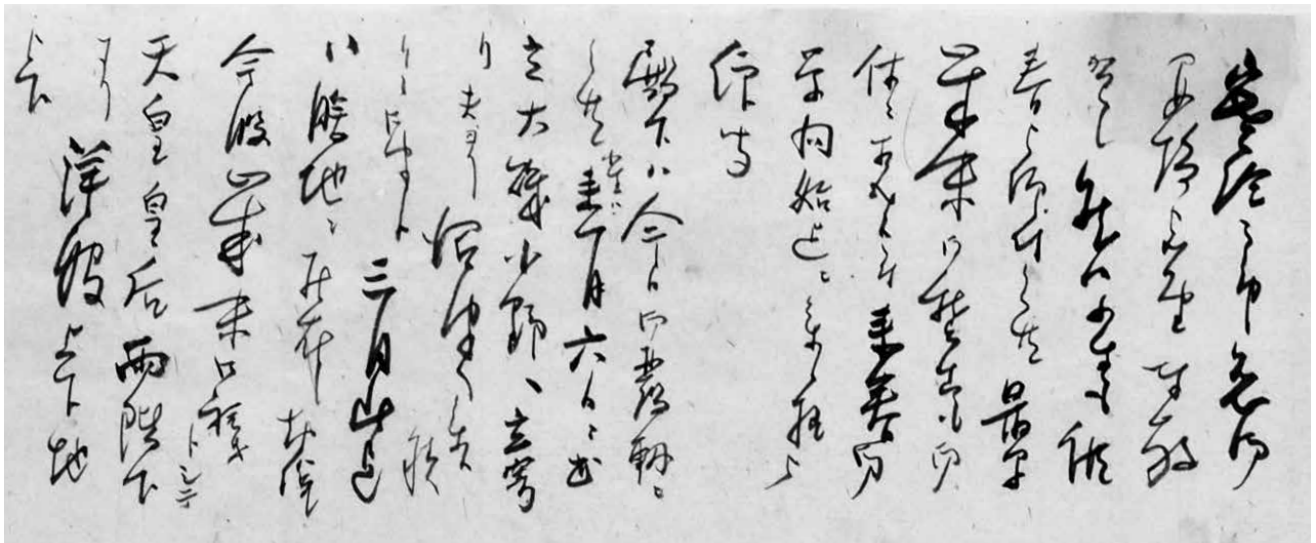
[illegible]

16

明治二年（1869）十月に板倉勝弼を知藩事とする高梁藩が発足したのを受けて、十二月に三島中洲は旧主が禁錮に処されている時に顕職に居ることとはできないとして辞職を申し出、翌年正月にこれが許されて家督を三歳の長男桂に譲り、自らは上田姓に改めた。明治五年（1872）正月に勝静の禁錮が赦される。中洲はこの頃から東京の川田甕江を通じて明治政府への出仕を勧められており、方谷に相談して五月末には新政府への出仕を決断、七月二十日に徴命を受け取り、八月中旬に東京に出た。本書簡は出京後の近況を三島家の親族に報じたもの。



舒太郎と共に封筒に記された宛名は共に窪屋郡中島村の同族で、「(三) 島竹翁」は中島村の実業家、「(三) 島官平」は中庄屋家から分家して松三島家を立てた三島寛平兼政(1836～1898)のこと。



17 | 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (明治二十九年1896) 十二月二十四日

三島中洲の明治以降の東京における経歴は以下の通りに概括できる。

明治五～十年に司法省で民事の裁判官（このうち六～八年三月まで新治裁判所）。

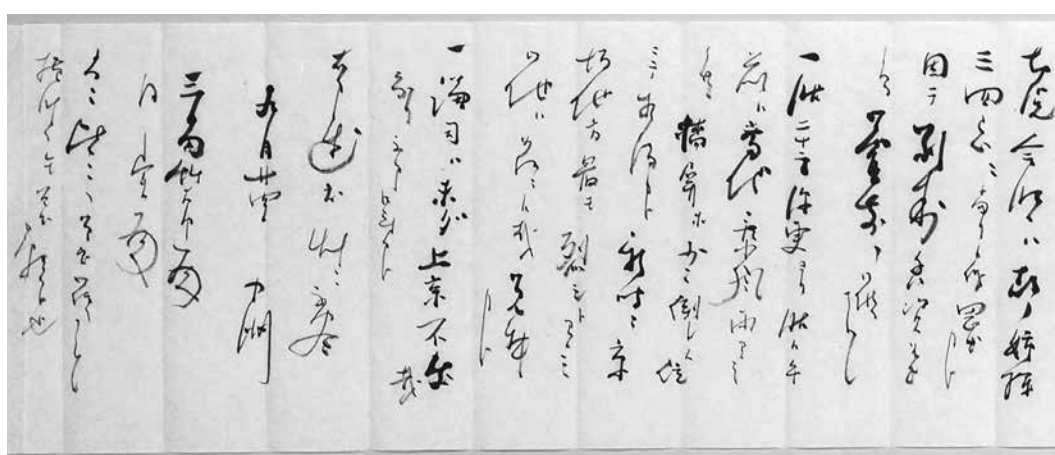
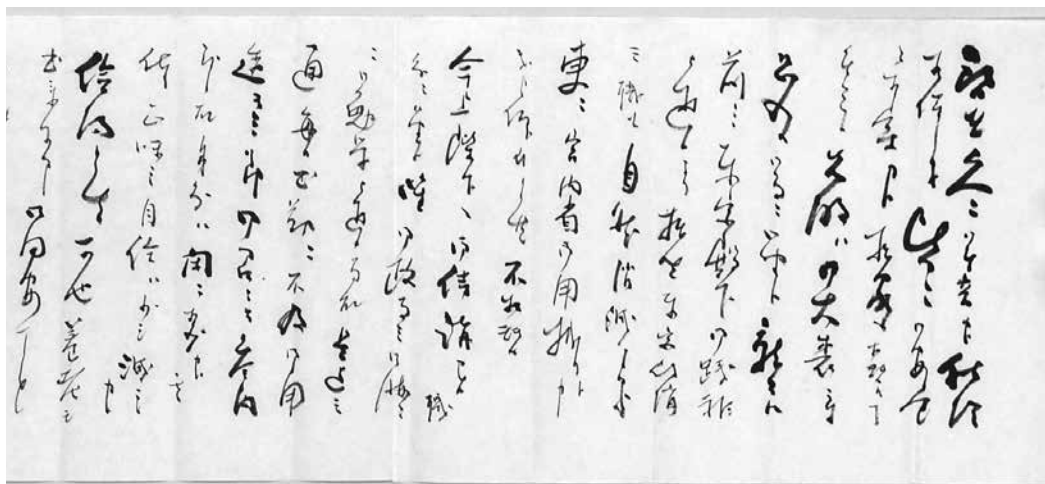
明治十二～十九年に東京大学において漢学を講じる（明治十四～十九年教授）。

明治二十一～二十三年に司法省検事として民法の修文に携わる。

明治二十九年三月より亡友川田甕江の後任として宮内省御用掛・東宮侍講となる。

中洲が東京に出た後も舒太郎との兄弟仲は極めて濃やかで、毎月書簡の往復を絶やさなかった。明治十四年（1881）五～六月には舒太郎と妹増子が上京して、江戸で客死した亡父寿太郎正昱の墓を改装するなどしている。

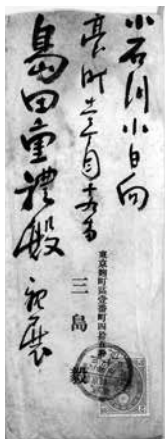
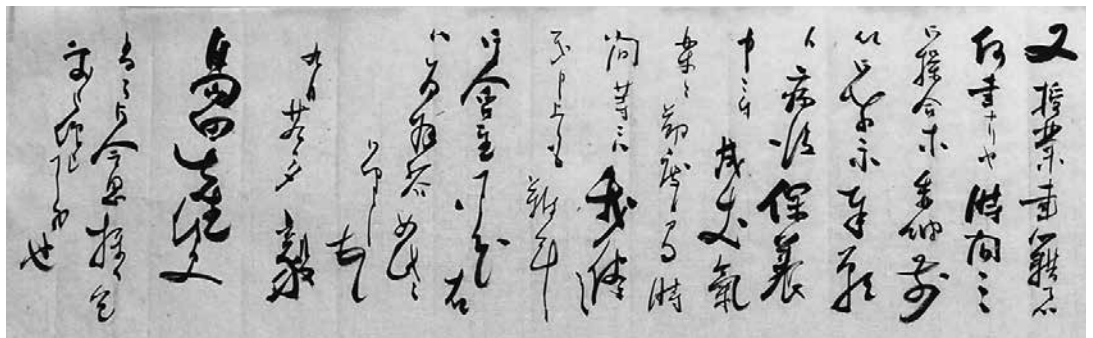
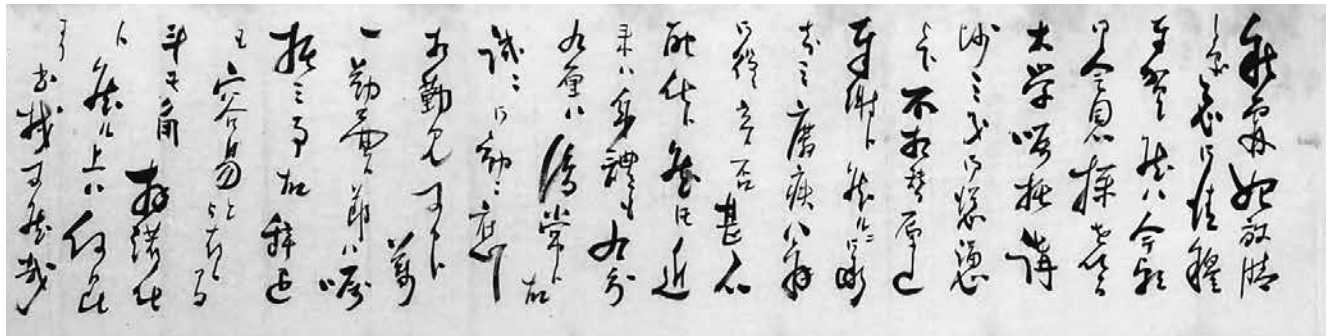
本書簡は、中洲が東宮侍講を拝命した明治二十九年の年末のもので、天皇・皇后から冬用の洋服地と金十五円が、東宮から白羽二重生地が贈られたことを伝え、兄妹に十五円の為替を贈ったので何か記念品でも買い求めて欲しいとを記している。沼津御用邸に伺候する途次に立寄ると記している「大磯小野」は、中洲の母方の親類小野随鷗（1829～1908、一歳年長の叔父）のことである。



18 | 三島中洲書簡 三島竹太郎宛 大正元年(1912)九月二十四日

中洲の三歳年長の兄舒太郎繩正は明治三十二年(1899)一月十三日に七十三歳で没した。西三島家では舒太郎の長男定太郎時正が早く亡くなった後、同族の三島寛平(松三島家初代)の長男竹太郎を養子にとったので、竹太郎が家督を継承した。竹太郎の母国は藤戸村の大庄屋日笠武一郎と中洲の妹増子との間に生まれた子で、日笠家と三島家とは縁組を重ねた間柄であった。

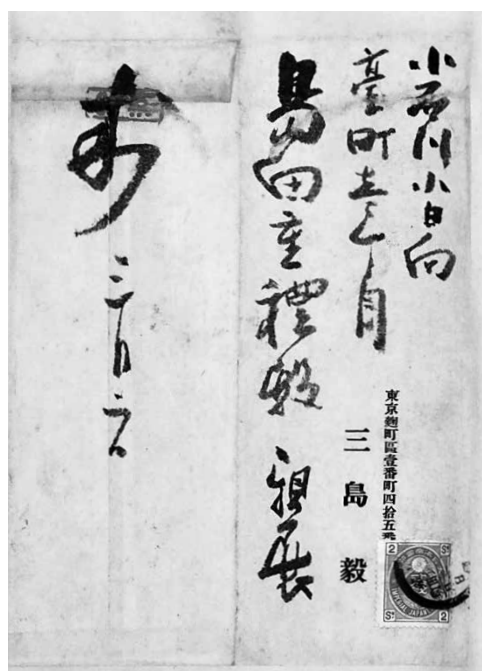
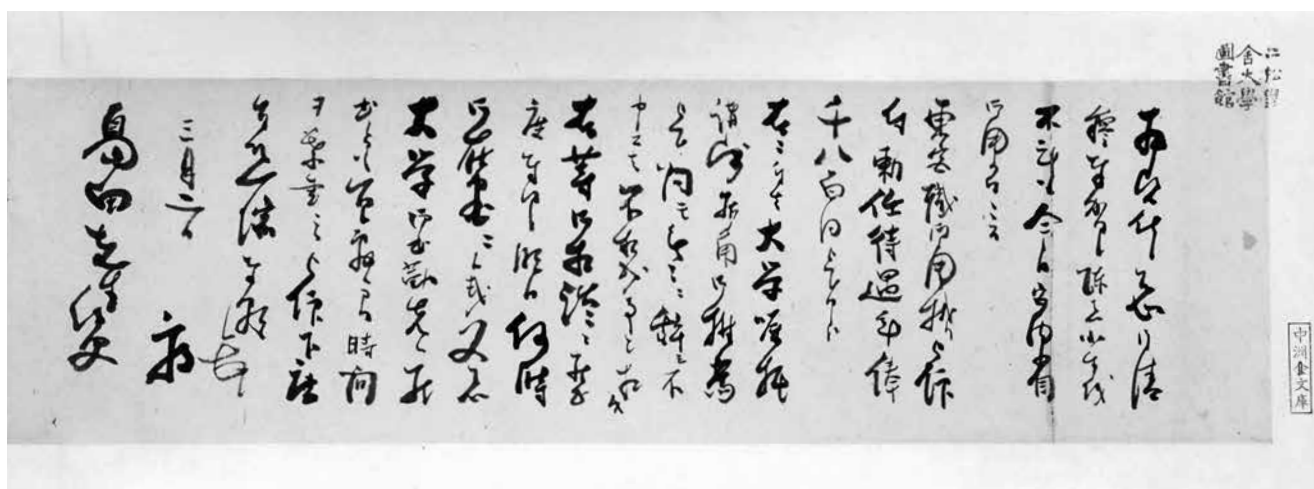
本書簡は、明治四十五年(1912)七月三十日に明治天皇が崩御した後、大正天皇が踐祚したが、東宮侍講の中洲が引き続き天皇の侍講を務めることになったことを知らせたもの。



*19 | 三島中洲書簡 島田篁村宛
明治二十八年（1895）九月二十九日

三島中洲は明治二十七年（1894）七月に新潟県に遊び、佐渡に渡り八月一日に脳溢血で倒れ、以後一ヶ月あまり赤倉温泉で療養につとめて九月九日に帰京。以後、右手がやや不自由になった。療養に努め文字を書く訓練にも励んだ中洲は次第に恢復し、明治二十八年九月には帝国大学講師の委嘱を受けて十月から出講することとなった。当時の大学の学年暦は九月開始・七月終了であった。

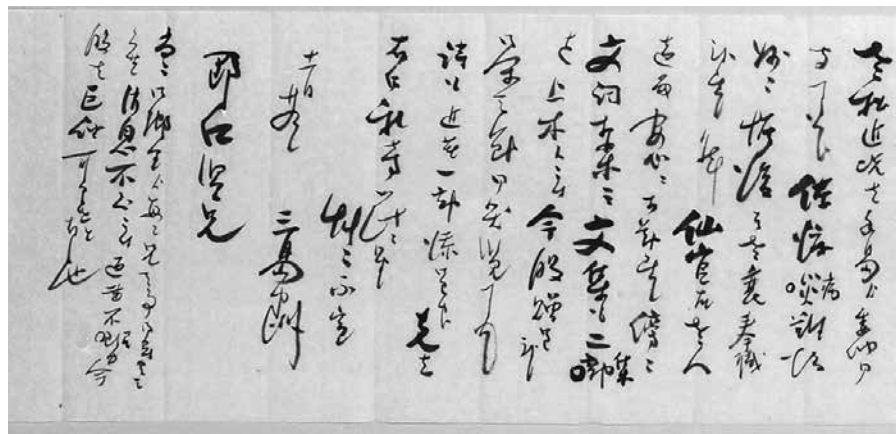
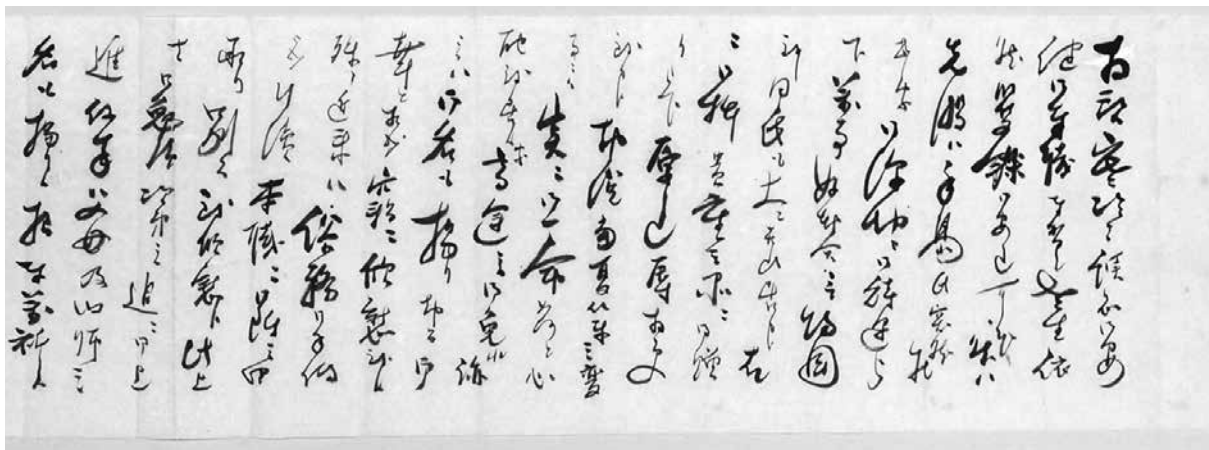
本書簡は、帝国大学教授の島田篁村（1838～1898 名重礼）から講師を嘱託されてこれを受諾した時のもの。中洲と島田篁村は東京大学時代に共に教授を務めていた旧知であり、この出講依頼の使いに立った令息島田鈞一（1866～1937、第一高等学校教授）は古典講習科（漢書課後期）の時代の生徒でもある。また鈞一は川田甕江の女を娶っている。



20 | 三島中洲書簡 島田重礼宛 明治二十九年(1896)三月二日

歴史学者・文章家として著名な川田甕江(1830～1896 名剛)は、三島中洲にとって同年同郷で五十年來の親友であり、幕末維新期には中洲は備前松山の国許、甕江は江戸藩邸にあって難局を乗り切った同志である。甕江は明治二十六年(1893)から宮内省東宮職御用掛を務めていたが、二十九年(1896)二月二日に薨去。その後任として、中洲が宮内省東宮職御用掛を継承することになった。三月二日に宮内省から東宮職御用掛を委嘱され、六月十六日には東宮侍講を拝している。

本書簡は、東宮職御用掛に就任するに伴い、昨年秋より出講していた帝国大学文科大学の講師嘱託を辞職することを島田篁村に申し出たもの。

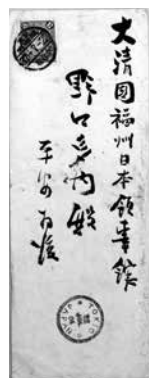
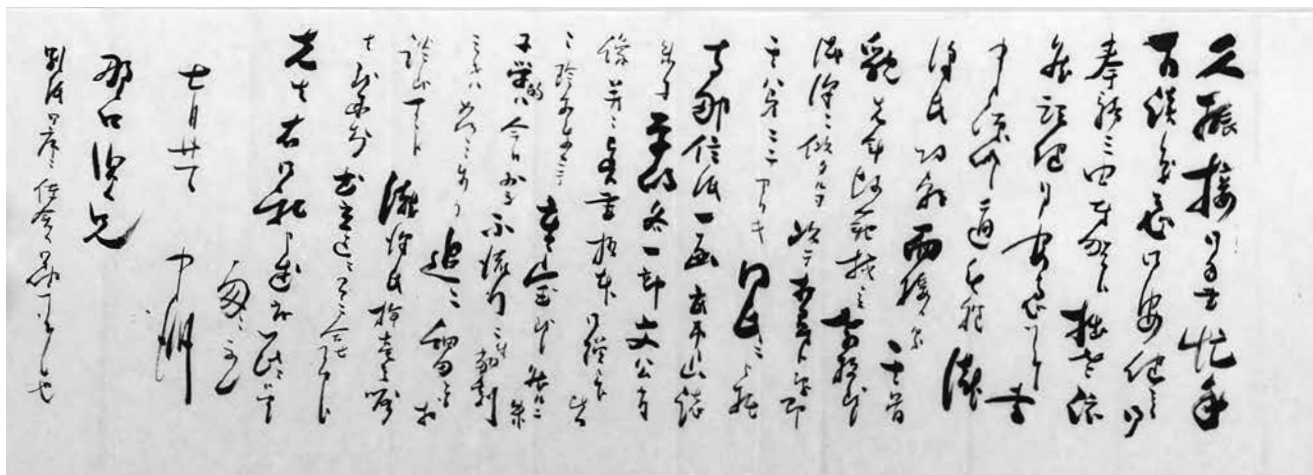


*21 | 三島中洲書簡 野口多内宛 (明治三十三年1900) 十一月二十九日

野口多内(1876～1949号三山)は新潟新発田の出身で、二松学舎に学び明治三十年に外務省留学生として北京留学、義和団事件には日本公使館に籠城。その後も外交官や実業家として長く中国大陆で活動した人物。

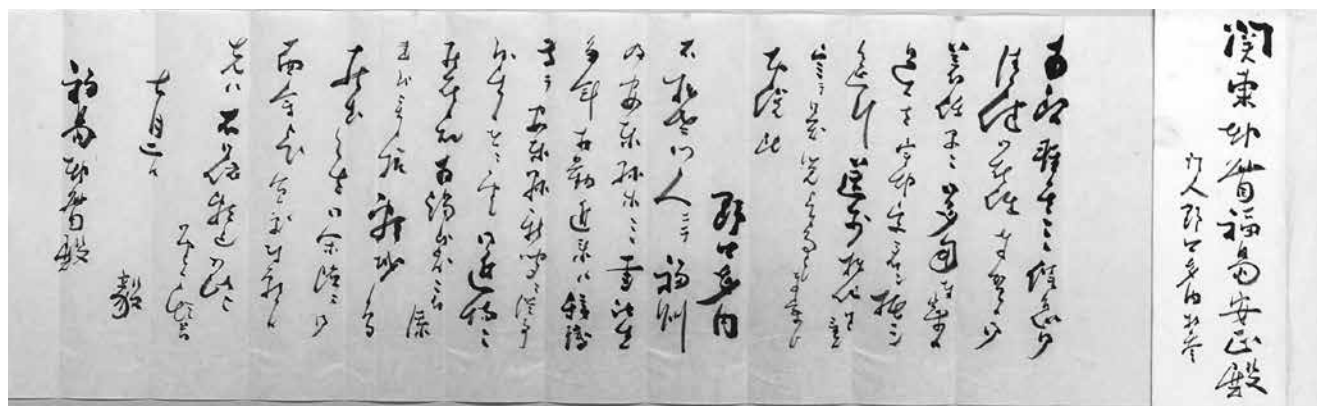
本書簡の背景としては、明治三十三年(1900)十～十一月に実業家の手島知徳(1859～1907号寧宇・海雪・秋水)が農商務省から嘱託を受けて中国・直隸沿岸の塩業調査を行った際、手島が中洲の紹介によって野口を訪問し、野口から清国の官僚や文人などを紹介されたことがあった。手島は塩業家・貴族院議員の野崎武吉郎(1848～1925)の従兄弟であり側近、また中洲の姻族であり門人でもある。書簡の内容は、帰国した手島からに野口から託された贈物を受け取り、中洲が手島に宛てた礼状。

後年、手島の人脈によって呉汝綸(1840～1903)とその姪婿の廉泉が来日時に三島中洲を訪ねている。



*22 三島中洲書簡 野口多内宛
明治三十七年(1904)七月二十一日

野口多内は北京、福州、安東の領事館に書記官として勤務。後に退官し安東県で「満鮮日報」等を創刊した。本書簡は福州領事館時代の野口の中洲の交流を示すもので、『武威山誌』『朱子学』、『文公肖像』が野口から中洲に贈られたことが知られる。



*23 三島中洲書簡 福島安正宛 (明治四十五年1912) 七月二日

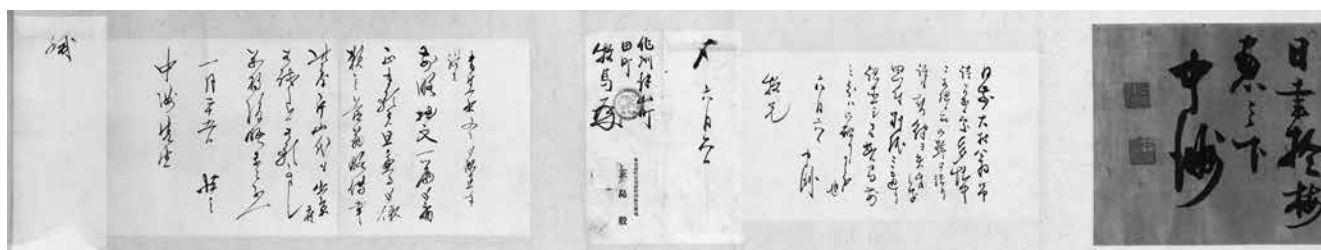
福島安正(1852～1919)は幕末に講武所・開成所に学び、司法省出仕、次いで陸軍省に転じ、明治十一年(1878)に二松学舎に学んでいる。語学に堪能な福島は情報将校の道を歩み、日露戦争によって男爵となり、明治四十五年(1912)四月に関東都督府の都督(長官)となった。本書簡は、福島都督に拝謁を希望する野口から依頼されて中洲から野口に書き与えた紹介状である。二松学舎出身で、野口と親交のあった清宮宗親(1876～1936)なども福島の人脈によって陸軍通訳官の職に就いた人物である。

Ⅲ | 三島中洲来簡

24 | 三島中洲来簡集『名家尺牘』二卷(写四・五)

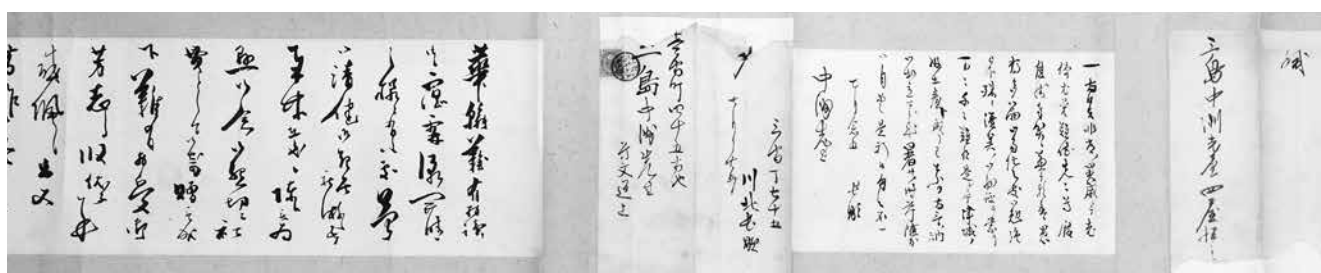


▲三島中洲題字



▲四屋恒之書簡

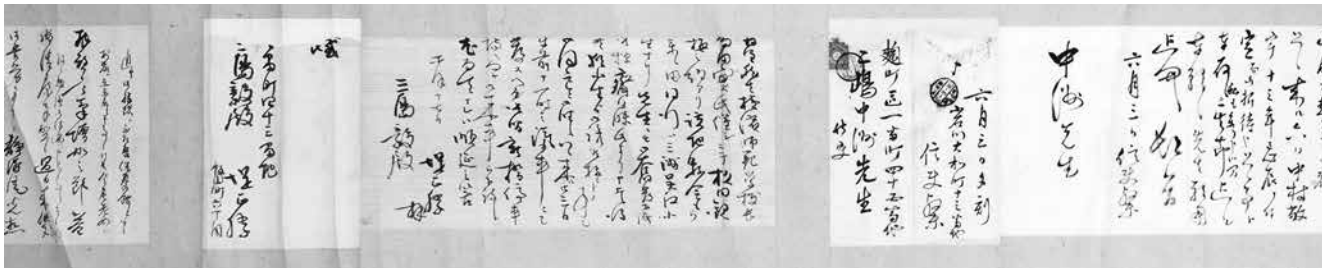
▲牧馬宛 中洲書簡



▲川北梅山書簡

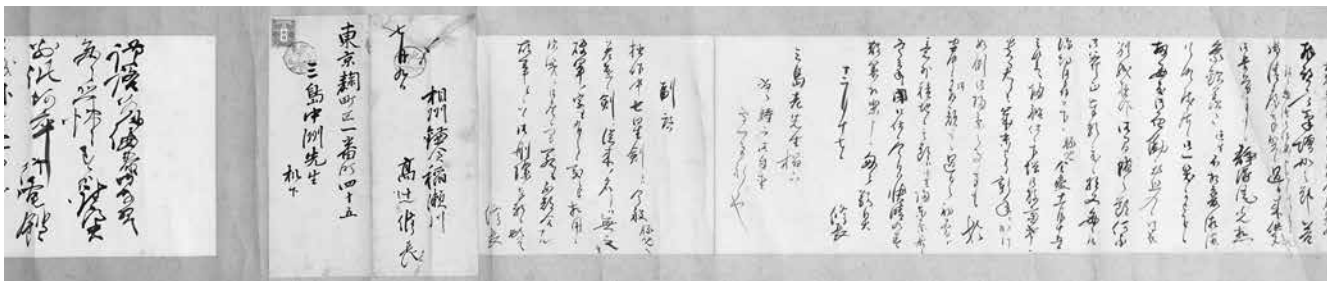


▲土居香国書簡

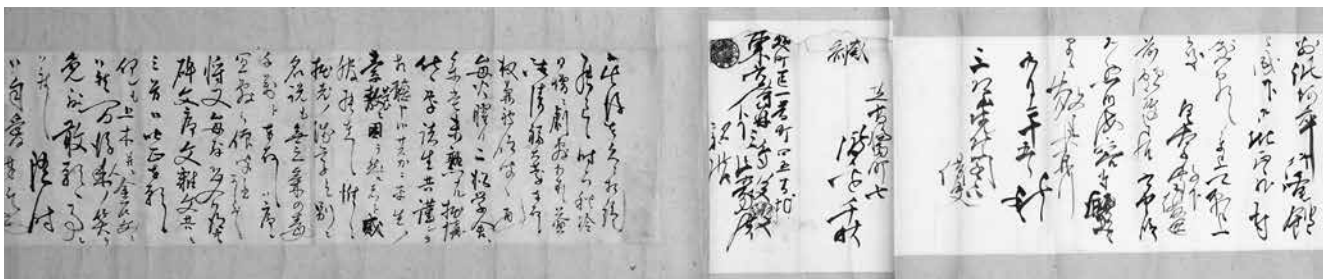


▲堤静斎書簡

▲信夫恕軒書簡

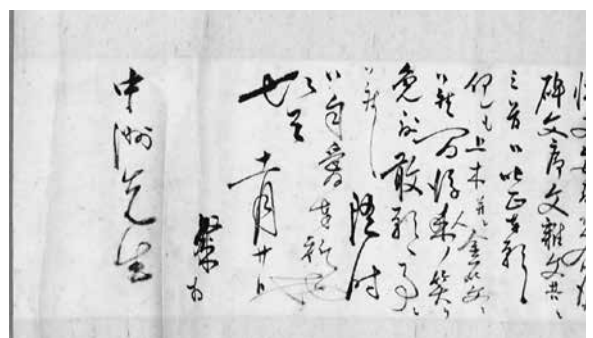


▲高辻修長書簡

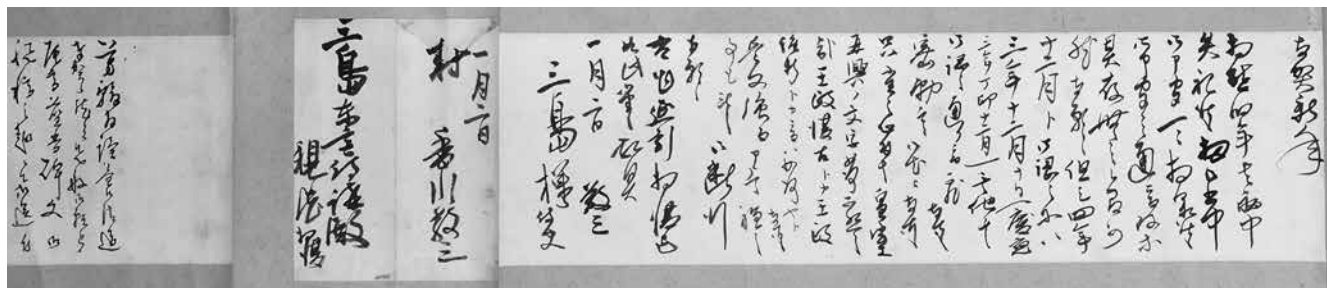


▲信夫恕軒書簡

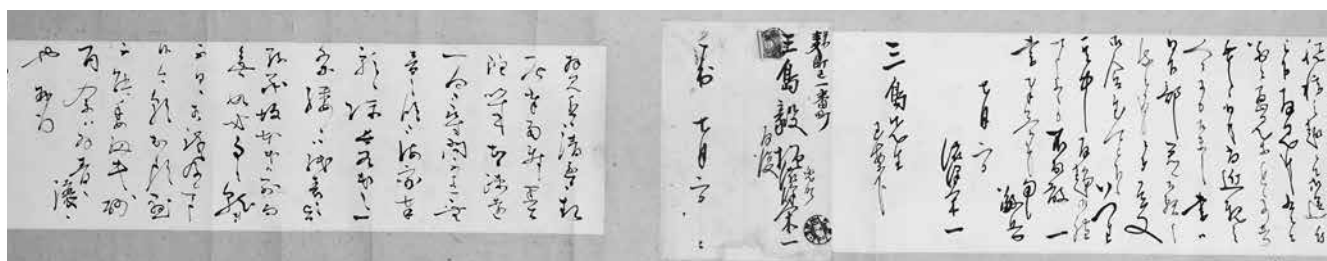
▲渡辺千秋書簡



三島中洲宛の来簡を卷子本に表装したもの。封筒宛名に「三島桂」と記されているものが混じることから、中洲の長男桂の子孫に伝えられた資料である可能性がある。

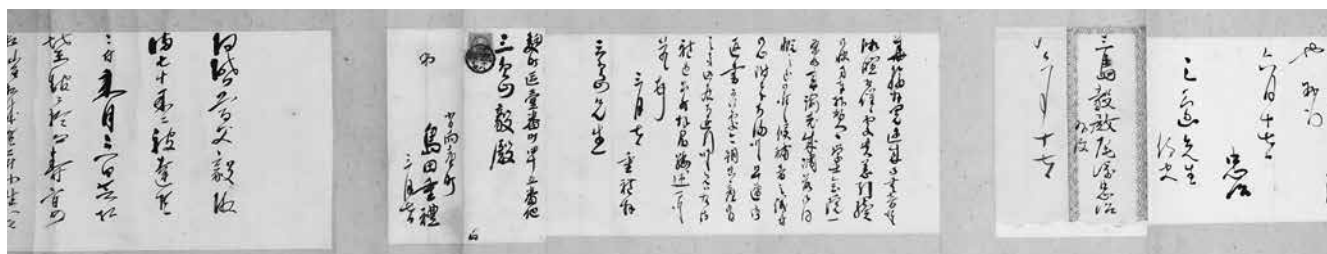


▲香川敬三書簡

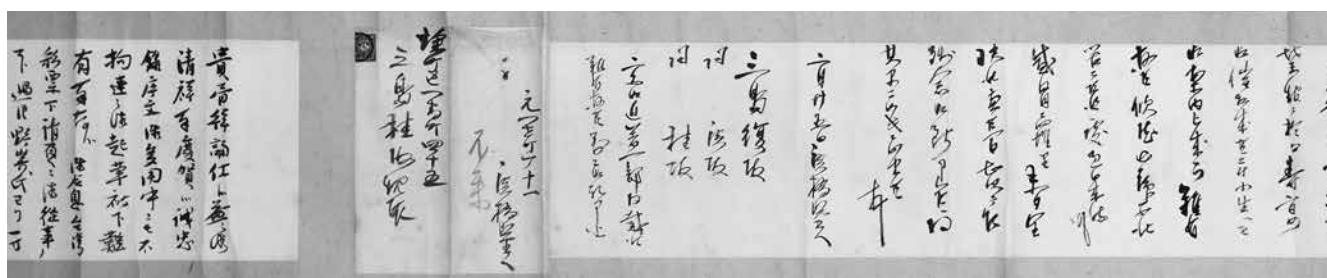


▲尾崎忠治書簡

▲洪沢栄一書簡



▲島田篁村書簡

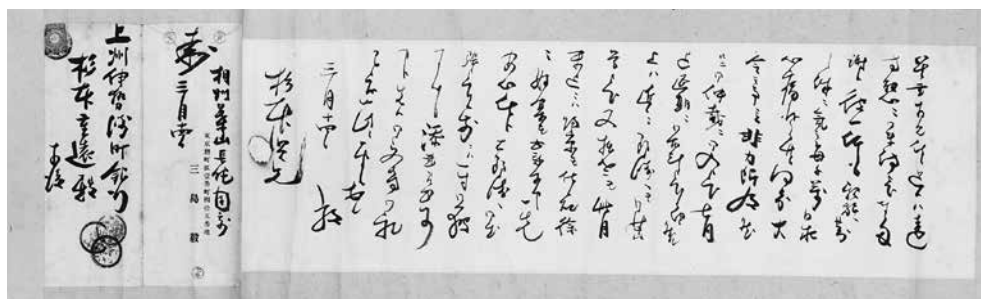


▲広橋賢光書簡



▲豊原宛 中洲書簡

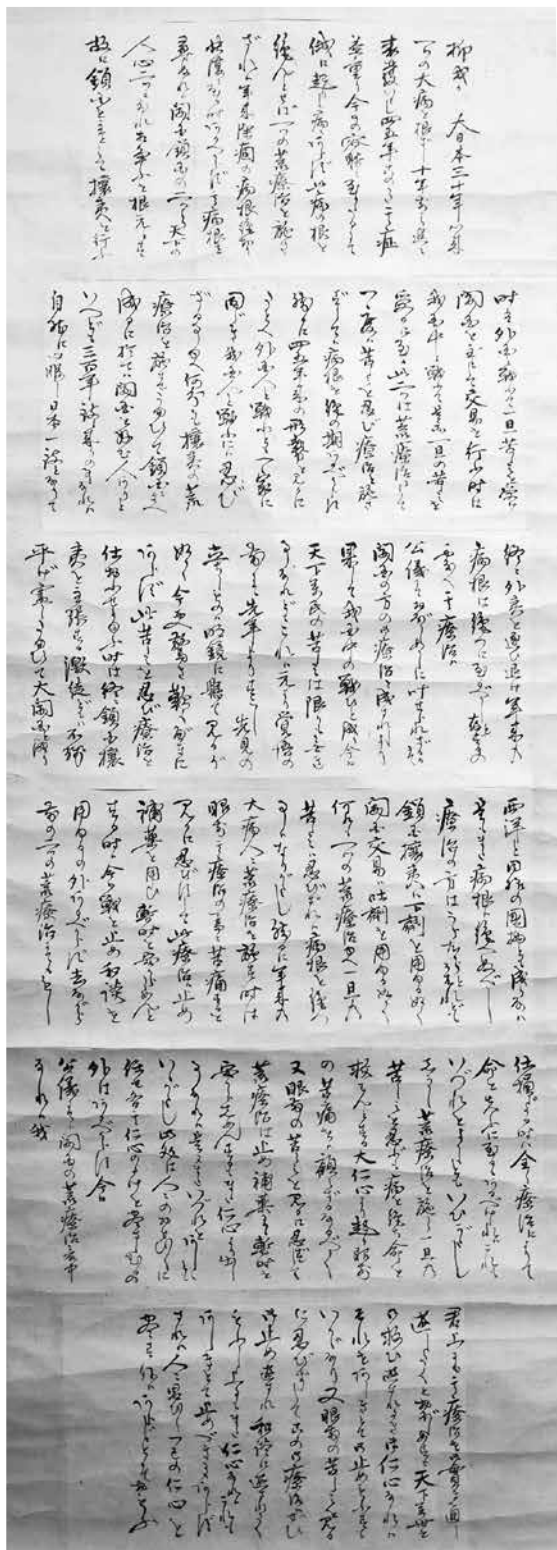
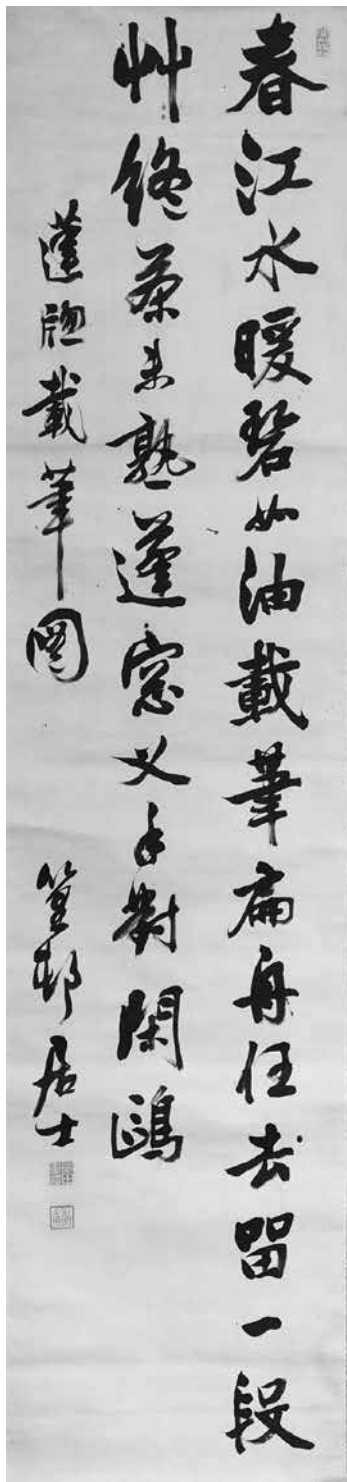
▲阪谷芳郎書簡



▲杉本重遠宛 中洲書簡

- ① 三島中洲題字
- ② 三島中洲書簡（牧馬宛）：牧馬（1863～1956）津山出身、漢学者、号雪翁
- ③ 四屋恒之書簡：四屋恒之（1831～1906）日向延岡藩士、号穂峰
- ④ 川北梅山書簡：川北梅山（1823～1905）伊勢津藩士、名長顓、字有孚、通称新甫
- ⑤ 土居香国書簡：土居香国（1850～1921）土佐国佐川の人、名通豫、字子順、通称寅五郎
- ⑥ 信夫恕軒書簡：信夫恕軒（1835～1910）鳥取藩医の家に出生、名繁、字文則、別号天倪
- ⑦ 堤静斎書簡：堤静斎（1827～1892）豊後の人、名正勝、字威卿、別号皆山閣
- ⑧ 高辻修長書簡：高辻修長（1840～1921）公家・漢学者、紀伝道の家に生まれる
- ⑨ 渡辺千秋書簡：渡辺千秋（1843～1921）諏訪藩士、宮内省官僚、伯爵
- ⑩ 信夫恕軒書簡：既出
- ⑪ 香川敬三書簡：香川敬三（1839～1915）水戸藩士、宮内省官僚、伯爵
- ⑫ 渋沢栄一書簡：渋沢栄一（1840～1931）実業家、号青淵、子爵
- ⑬ 尾崎忠治書簡：尾崎忠治（1831～1915）土佐藩士、司法省官僚、大審院長、男爵
- ⑭ 島田篁村書簡：島田篁村（1838～1898）江戸生まれ、名重礼、字敬甫、考証学者
- ⑮ 広橋賢光書簡：広橋賢光（1855～1910）公家、伯爵、内務省・宮内省官僚
- ⑯ 阪谷芳郎書簡：阪谷芳郎（1863～1941）阪谷朗廬の四男、渋沢栄一の女婿、大蔵官僚
- ⑰ 三島中洲書簡（豊原宛）：
- ⑱ 三島中洲書簡（杉本重遠宛）：杉本重遠（1846～1921）佐原藩士、内務官僚、妻は三島中洲の養女

IV



(左) *25 山田方谷書幅 (建白書)

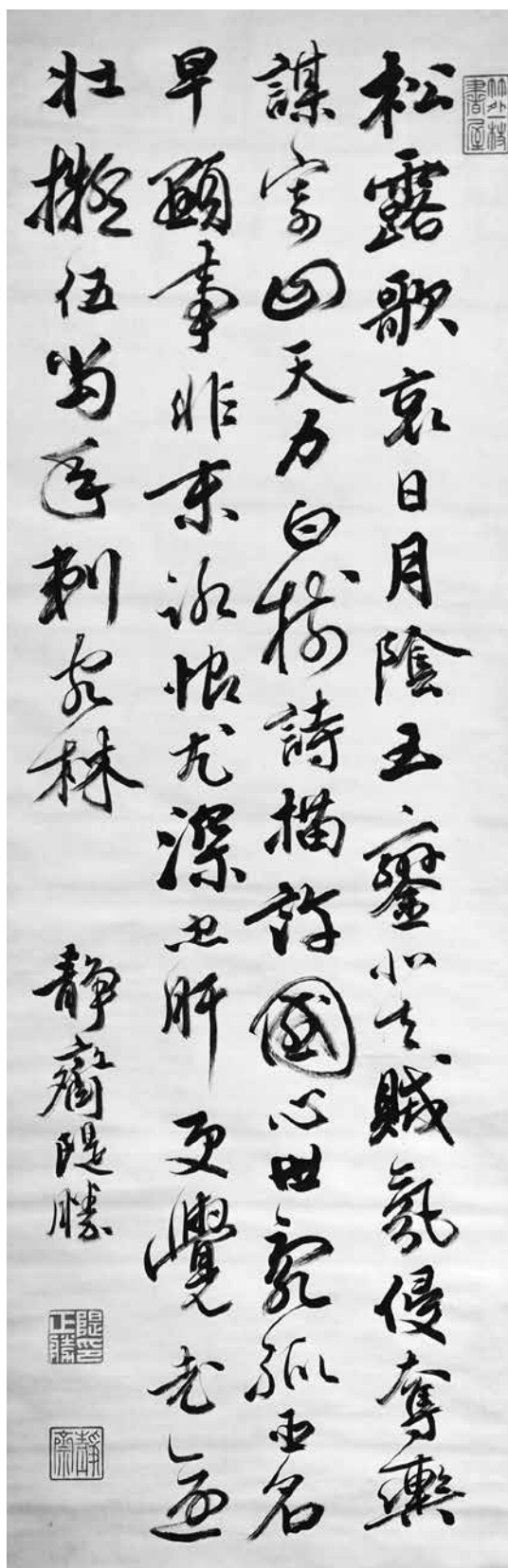
主君板倉勝静に宛てて開国交易・鎖国攘夷の得失について論じた建白書。

(右) *26 島田重礼書幅 七言絶句「蓬牕載筆図」



*27 | 信夫恕軒書幅 七言絶句

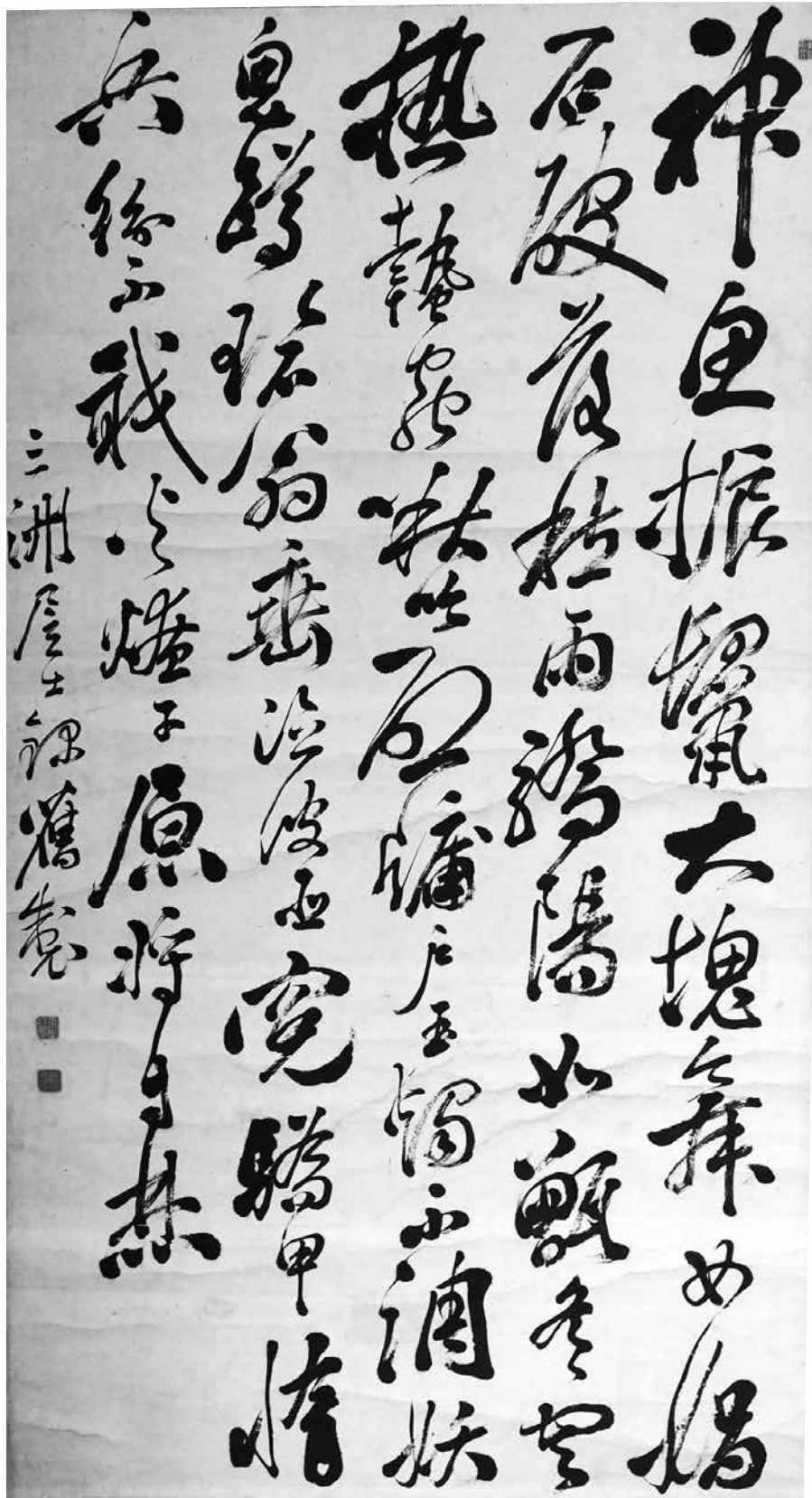
信夫恕軒と中洲は互いの詩文を批評し合う関係であったほか、恕軒は二松学舎にも出講した。本詩は「猴郎」が豊臣秀吉、「鰐面翁」が徳川家康を指し、慶長十九～二十年の大坂の陣を詠じたもの。



*28 | 堤静斎書幅 七言律詩

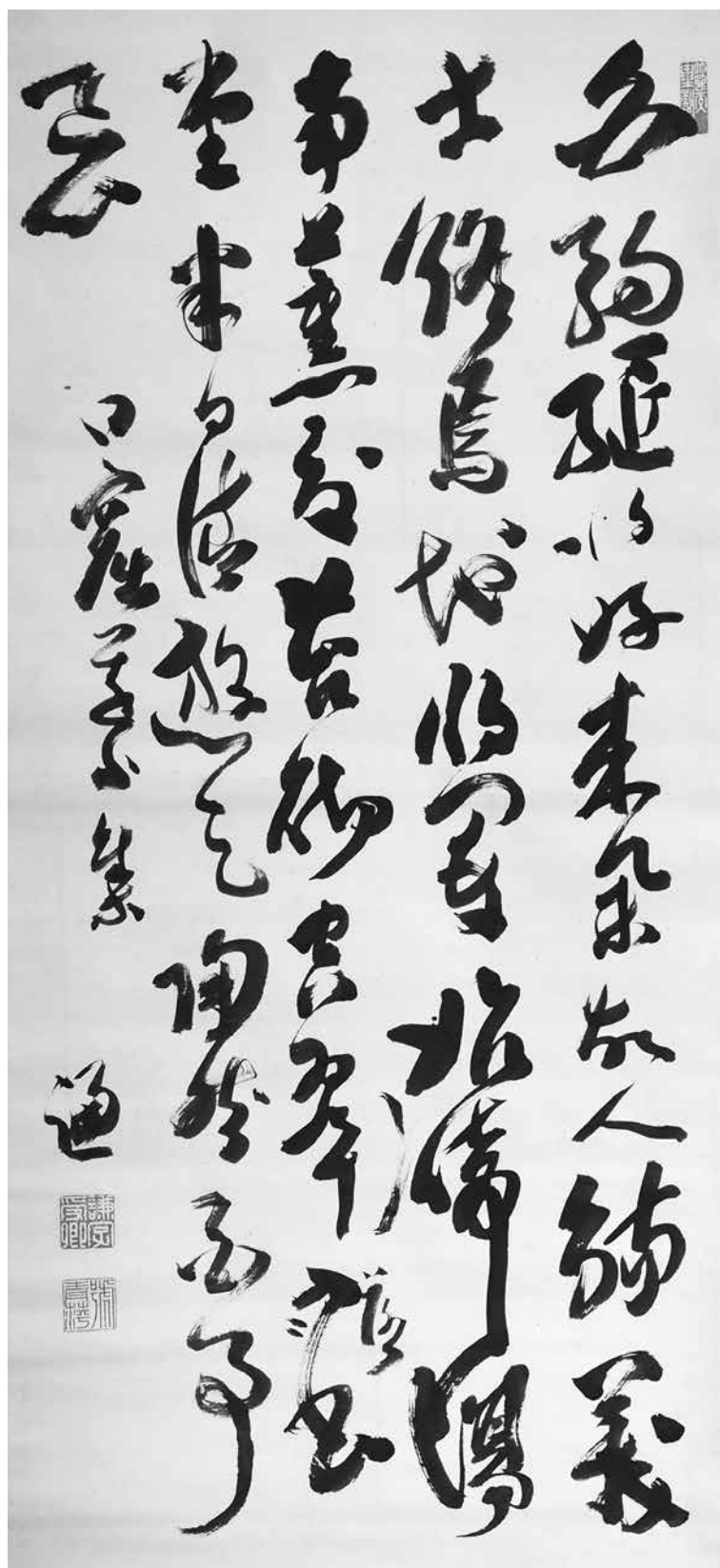
堤静斎は、咸宜園や昌平黌に学び、元治元年に幕臣となる。長三洲を盟主とする玉川吟社にも参加した。静斎は明治政府に出仕するも旧佐幕派ゆえに不遇で、明治十一年（1878）辞して飯田町に開塾した。大審院判事の職を失い、先に二松学舎を開塾していた中洲と親交し、「静斎隄君墓碣銘」も中洲の撰文にかかる。門下に松平康国（天行）や一時、堤家に入婿した吉田増蔵（学軒）がある。

本詩は『玉川吟社小稿』や『皆山閣詩鈔』に収録され「備後三郎（児島高德）」を詠じたものである。



*29 | 長三洲書幅 七言律詩

長三洲（1833～1895 名芑）と中洲は親交とまでは言えないが、幕末以来の交流があり、三洲歿後、中洲がその墓碑銘を撰文している。本詩は、『南豊大家詩選』下（1915 刊）に「十二月望」と題して収録する。



***30** | 末松謙澄書幅 五言律詩「日窟園小集」

末松謙澄（1855～1920）は新聞人・政治家・官僚。朝鮮文人との交流などを通して、晩年の中洲と交流があった。本詩は法学博士増島六一郎（1857～1948 号日窟）の麻布の宅に招かれた時の作。『青萍集』巻十二によれば増島邸はもと毛利藩邸であり、赤穂浪士がここで切腹し、また乃木大将が誕生した場所でもあることからこの様に詠じている。



31 三島兄弟妹 (舒太郎・中洲・増子) 肖像
明治十四年 (1881) 画 明治二十四年 (1891) 賛
舒太郎55歳 中洲52歳 増子49歳

V (資料編)

I 山田方谷書簡

01 『山田方谷書簡卷』

① [慶応元年 (六) 四月六日 山田] (魚水実録上 p421~422 所収)

近澤生来問二付、石州一件も存知候事丈ハ話ニ及候。彌右衛門身分年賦拂遣候二付而ハ、同人屹度働不申而ハ不相成訳なと心中ニ差含ミ談示ニ及候而可然、何分同人を服せしむる事第一也。それ共不服之儀ハ縣令役筋へ掛候外ハ有之間敷候。右一件書類之事御尋越、これハ以前ハ別帳有之、入処迄分有之候様覚候。其後如何相成候哉不存候へ共、御搜索候ハ、出可申と存候。先ハ右御答迄如此、尚近澤令御聞可被下候。早々拝答。

四月六日 方谷 桐南兄

尚々昨今別而不快二付而ハ御答も殊ニ粗略、御推恕可被下候。

② [慶応元年 (七) 四月六日私事 山田] (山田方谷全集第三卷、p214~215 所収)

盛暖愈御佳適奉賀候。一昨日ハ縁談一条御尋申候処、益造帰り程能相整候趣御申越、大ニ致安心候。尚昨日ハ委細之儀も相聞可申と存候処、好便無之事ニ被存候二付、又々小价差上候間、御一報被下度相待申候。其上此方相談取極、吉日等も早々可申上候。

一 国事も御申越之儀致承知候。上坂ハ相成候ハ、神戸老人にて可然かと愚案ニハ存候。乍去是も老朽之指揮ニ可及事ニハ無之候。任衆議候。先ハ右可申述如此、尚期後喜候。不一。

四月六日 方谷 桐南兄

③ [慶応元年 (八) 四月六日私事] (山田方谷全集第三卷、p214~216 所収)

桐南兄 球

縁談一条今朝承り二人遣候処、今便御細書委曲御申越被下、安心大慶之至ニ存候。何事も追々御相談可申、廿四日と相成候得ハ大分日間も有之候事故、別而緩々相考候半と都合宜敷存候。結納取計方之儀も尤ニ致承知候。乍憚益造へも呉々宜敷謝候様御伝可被下候。和介江も御序ニ同様御伝奉希候。益造附添来くれ候へハ事足申候。和介事ハ何れ此邊通行之序も有之候ハ、立寄くれ可申、態々来り候事ハ必々無用ニいたしくれ候様、前以御断置可被下候。先ハ右之段可申述、尚期後喜候。早々不一。

四月六日

④ [慶応元年 (九) 四月十日 山田状] (魚水実録上 p428~429 所収)

昨日は御使命御苦勞存候。扨御帰後郷兵御透見之事再考いたし候処、五六日相延し、万一御差支之事出来ハ、又ハ雨天などにて又延引と成候而ハ、兼而被差急候向ニ於而別而失望有之候而ハ如何二付、矢張一旦被仰出通之期日可然とも存候。付而ハ相考候処、具足之方ハ忝組分百六拾領斗ハまいり居可申間、先ハそれ丈差出拝見も為致、忝組ツ、着用致方為習置候ハ、可然と存候。諸組不殘御調ニ相成居候間、何れも同様ニ心得居候様と御達有之候ハ、相済可申候。小銃ハ大野製まいり居候間、庄屋へ引替遣候分丈ハ十分有之、今般之序ニ御渡有之度、尤以前ハ渡方不足ニ成居可申間、今度ハ能相改十分ニ御渡引替已ニ無之不足之補も可有之と存候。此段ハ日高之方被聞合不申而ハ分り申間敷と存候。具足も其内ニハ揃可申、何卒庄屋共へハ不殘拝見為致、尚又彼等ニ可渡金紋之分ハ是も忝通着用為致置度、庄屋社人共之御透見ハ月末ニも相成候得ハ、右之都合ニ別而宜敷候。此段奉行方へも一応御申談有之度候。右再考之処一寸申進候。

一大坂九牛一毛ハ前二申候通、百兩ニ弍分不足、千兩ニハ四兩斗之割合ニ

当り申候。それにて真二一毛にて候。右差引向之事ハ昨年申候通、又々考付候事可申進候。早々不一。

四月十日 方谷

尚々頂戴之御菓子相達、難有拌味仕候。

⑤ [慶応元年五月二日 (十) 山田状] (魚水実録上 p433-435 所収)

拝啓、梅雨中愈御清適御勤、珍重奉存候。然ハ先日御申越之五分札之印相考候処、御書面之形至極宜敷候得共、尚も能分候様と存、別紙之通試ニ相認候。御元にて尚御考、可然御極可被成候。扱又能分候か元より肝要ニ候得共、又苟且ニ相成候而ハ眼力有之者之氣請ニ掛り候間、念入候処も一ツハ無之而ハ不宜ものニ候。面倒ニハ候得共、印を二ツニ致候而ハ如何。又譜牒之番付も忝ツ押置度事ニ候。百両ニ付忝番ツ、之印を加へ、千両ニ成候得ハ十番ニ至候。右を次第ニ使出候か、又ハ渡候口ニより番分ニ致候か、種々致方可有之。何れ後ニハ混雜いたし候得共、当分之内帰札之模様にて使出申し之工合を知り候為ニ宜敷候。後年引上候節にも為ニ相成候事も有之候。新札ハ始之使出し之巧拙にて大ニ利害有之ものニ御座候。此程ハ山方詰之衆にて能心得被申度事ニ御座候。先ハ右申述度如此。尚追々可申承候。拜白不一。

五月二日 方谷 桐南兄

尚々今般新札之行はれ次第にて旧札之勢にも響き候事故、苟且之事有之而ハ不相成候。鄭重ニ御取計大切ニ存候也。

⑥ [慶応元年 五月四日 山田状 (十一)] (魚水実録上 p435-437 所収)

昨日ハ進へ御托之御用状相達、致拝見候。愈御安適奉賀候。然ハ五分札払底、追々ならてハ集り不申由、定而可然と存候。使ひ出しも追々之方宜敷、先ツ一山へ式百両つ、も遣し置、其内集り次第ニ御出し可被成候。両替願出居候者へ札座より回達可然候。其外町方ハ正金ニ不及、目札引替にて寄り次第差

出候様、町役より達に相成候而も宜敷と存候。御囲金札にて引替不苦事使出し申、替り金ハ両山へ蓄へ可有之事故、其金を御囲之金と見置候而少しも取欠不申様致候事大切にて候。其段両山詰役ニも能心得候様御達有之度事ニ存候。扱又厘札之事御尤ニ存候。忝分札も出し候而可然、沢山ニ御あつらへ可然候。

一 右五分札之仕法御用達共頭立候者へハ一応御達可然、西口奥筋之者へハ別して心得方申聞置申度、其外油屋神代鎮山上市両家之者へも御達、吹屋ハ長尾屋戎屋共へも御達有之度存候。

一 鑄勇山之事倉敷へ御届之事、元来此儀ハ買入之節可有之事ニ候処、延引ニ成居、今般ハ出役も詰候故、別而無沙汰にてハ不宜敷候。山林ハ同地とハ違売買ハ不苦候趣、伯州之山も備中へ多分買取候例も有之、上市久次郎などへ聞合候得ハ宜敷存候得共、不快中ゆへ六ヶ敷候。扱御届向ハ如何にて可宜哉、何卒大田より旧来段々願出候訳合尚又年限中取締之為支配役人遣し置候儀も申入置度と存候。鐵ハ武備用並ニ産物は江戸廻之補ニも致候段申立可然候得共、此儀ハ尋無之ニ事々敷申ても及間敷存候。乍去此儀ハ御用席方ハ勿論、奉行方へも御相談之上御極メ可然候。尚又御申越之通何も代官方にも及中間敷、益造にても御遣にてハ如何。美袋之和右衛門など倉敷之事吞込居候間これにてハ如何。尚御考可被成候。

一米町方払承知いたし候。

一 江戸両度之書状着二付、御廻逐一披見、可驚形勢ニ存候。御勇断恐賀之至、何卒御成功之程奉仰望候。

一 西郷氏江今便何卒貴兄より御書通被下、先日新見にて丸川より御聞有之候新見候東觀御免にて直に帰在二付、全く我公之御蔭之様ニ被悦候次第、委敷御申遣被下度奉存候。此儀ハ外よりも承候間、無相違事と被存候。江戸にても御隣交專御講之折柄早々御為知申度事と存候間、此段無相違御申遣可被下候。先右申述度、如此ニ御座候。不一。

五月四日 山田安五郎 三島貞一郎様

02 山田方谷書簡 三島舒太郎宛（嘉永元・二年十月十二日）

先般は弘三子成学二付、貴書被下、辱致拝見候。時下寒冷之处、御拳館御揃愈御壯康被成御起居恭賀之御事二奉存候。敝屋無事罷在、乍憚御降心可被下候。弘三子御丈夫二御精学二御座候。御同慶奉存候。誠二先度ハ始而拝面、大幸之至、全躰其節ハ御尋申上候積二御坐候处、帰宅之日限相迫り御無沙汰仕、本意二相背候处、態々御出被下、尚又結構之御酒迄御恵投被下、万々辱拝謝仕候事二御座候。扱御書面之趣、弘三子御事御相談被下、御尤之御深慮二御座候。其節緩々御咄も申候へは委細御咄も可申候处、不能其儀、残念二奉存候。御同人事年来御来学相試申候处、尤篤実之性質、行末成業も可有御座、近来ハ才気も大ニ進ミ、詩文等ハ年齢ニ合せ候へハ拔群とも可申程ニ出来掛ケ申候場合、今一兩年も是迄之通御修業有之候へハ土台ハ屹度出来可申、其上にてハ志次第にてハ如何様之上達も相成候事と奉存候。此節大切之場二御座候間、無御二念御世話も被進度御事、於小生も其段相楽ミ居候事故、何分ニも御勸メ申度と奉存居候处ニ、今般御尋問之御書面ニ預り申候二付、幸ヒ右之段申上候事二御座候。右ニも申上候通、一生之成業ハ志之一ツニ有之候へハ、外分請合候事ハ難致候へ共、弘三子ニ於而ハ篤実之性質ニ御座候間、志之変候様之事も有之間敷、才力之处ハ屹度出来候程之持前ハ有之候段ハ無相違奉存候。此儀ハ小生申候迄ハ無之、外へ御尋被成候而も目之所視も御座候得ハ、御安心被成、何分不相替御世話被成候様奉祈事ニ御座候。尚来春共々罷出事も可有之、拝面万々御咄可申上候間、先右御答迄荒々申述候。恐惶拝白。

十月十二日 山田安五郎 三島舒太郎様

03 山田方谷書簡 三島中洲宛（嘉永五年）十一月三日

一筆拝呈、時下薄寒、筆硯愈御清適被成御勤業、遥賀之至奉存候。敝屋一同無事、乍憚御降心可被下候。誠二其後ハ申訳も無之御無音打過、春来東役在府中、其地今之御一左右可有之と相待候处何之使も無之、帰途御出会之一言も有之、期日申遣度と存候へ共、何方へ向申遣候定も無之、且長途山川阻遠、定日も難計、終二無其事、閑駅迎行過候節ハ不勝殘懷候事共ニ御座候。浪華二二旬余も滞留、初秋帰着、其後御細簡一通到達、忙手拝披之处、先以御着後万事御都合好、逐日御精業之由承之、抔舞之至、大慰永懷候。乍去斎藤翁・土井君御留主之由、是已ハ御当分之大闕事と奉存候。尤不遠内帰国之趣、乍此上御切瑳御上達千万祈望之事ニ御座候。今般爰元分板倉氏奉命往学、当藩にてハ珍敷事、一同致大慶候。委細梅尾生へ申遣置候。何分御申合御勉勵被下、国家有用之学出来候様御世話奉希候。先般之御書面其御藩文武之盛、実二不負所聞、欽仰之至ニ奉存候。尚逐々委敷相分可申一美事にては御申越被下度奉祈候。先ハ右申展度如此、尚後音万々可得御意候。再拝白。

霜月三日 山田安五郎 三島賢契座右

尚々御郷里にても満家御揃御安泰奉賀候。野生近況ハ板氏分御聞も可被下と、別二不申述候。兼而御配意被成下候継室之事ハ今以相定不申、何分公事之劇、且ハ多分在宿も不致、其辺ニ及候暇も無之、汗顔之至ニ御座候。其内何れぞ相定申度被存候。いづぞや御心付御申越被下候倉敷富商一条、帰後早々先方へ申遣、取札申候处、何れ分申出候事哉、中人之造言ニも無之趣、先方分斷り申来、一笑之事ニ御座候。武右衛門爰元へ来候ハ、先年の挨拶ニ先方分望候而来候にて候。藤井生先般藩下へ引越被申付、先心安心いたし候。又拝。

04 山田方谷書簡 三島中洲宛（安政四年）八月三十日

拝啓、時下深冷愈御安適、珍重奉賀候。敝屋無事、乍憚御降心可被下候。過日ハ御来賁緩々清晤、大幸之至、但依旧薄待已、御海涵可被下候。扱今般之

御受俸相濟候二付、御北堂御悦之由、先以何之御孝養、万祝此事二御坐候。尚御前途之処得隴望蜀之情不可已、益御勉力奉祈候。御上途愈此節二可有之、折角雨露御厭可被成候。塩谷江之書状、外二申遣度事も有之、御申二任今般ハ延引、御残置之扇子も拙作今少考申度、両様共近日中段々出府之士有之候間、相托候而脇田迄差出可申候。扱君公御役成恐悦之至、御申越之通二御座候。尚又御希望之事も臣子之至情、御尤之儀二候得共、官途之事ハ貴賤共新旧順序有之、中々早速之効見へ申もの二無之、今日御申越之事ハ大早計と奉存候。江都などにてハ必發露無之様御緘黙奉希候。尚後音万緒可申述、御断旁如斯御座候。勿々不一。

八月晦 山田安五郎 三島賢契座右

05 山田方谷書簡 三島中洲宛 (安政五年) 正月二十九日

新禧都鄙同風申納候。先以筆硯愈御佳祥御迎年珍重奉祝候。敝屋一同無事致加齡候。乍憚御安意可被下候。右年甫御賀詞如此御座候。

一 昨年は御長途御無難御着府、爾来愈御勇壯御精業之御由奉重賀候。其後兩度之御書面皆達、御途中以来之御趣逐一致承知候。可羨事已二御座候。御中屋敷御留在御都合好、同居之人も得益候など何之仕合二御座候。都下も不穩之風聞、御書面にても略相分り、其後如何相成候哉と、乍遠境致掛念候。又々御見聞之事ハ御申越可被下奉希候。

一 劣生不相替紛忙、去冬も浪華行旁御無音已打過候。乍去吟哦ハ不能廢、近作大分有之候へ共、昌谷之和韻致録呈候。是ハ有意之作二候間他見ハ御無用、何卒竊二御一評可被下候。尚又今日村上堤修業出立二付、例之姓名帳端書被頼候而一文相綴候、詰らぬもの二候得共、方今急務と存候間是亦録呈、御併評奉希候。是ハ他見誰にても願処二御座候。先ツ右御祝書御着御歎御返書皆相兼如此御座候。尚後音永日可申置候、拜白。

正月廿九日 山田安五郎 三島賢契 座右

尚々御郷里にても御北堂始皆様御安泰之由、奉重祝候。扱極内被仰越候事共一々拝承、此方にても是のミ心配罷在候。外評定而可然と始察候事二御座候。尚其内御聞之事ハ無憚御申報被下度奉希候、又拝。

06 山田方谷書簡 三島中洲宛 (安政五年) 四月二十八日

拜啓、時下梅澤之処、先以筆硯愈御清適御精業奉遥賀候。敝屋無事、乍憚御降心可被下候。先般御入寮之由、先御安心御業緒も益御上達と別而奉祝候。時々進江御書面、御近況も承知、御伝言二預辱奉謝候。今般進並二林分川田生簗仕一条御托申候由、何分可然御周旋、事成候様奉希候。同人二御逢之節ハ劣生分も宜敷申伝候様御致伝被下度候、進・林書状兩通則封中、御落手可被下候。其餘万々申進度事、期後音候、拜白。

四月廿八日 山田球 三島賢契

尚々、郷里にても被為揃愈御安静之由、御安心可被成候。扱又春來呈置候拙詩文、何卒御一評御返却奉希候、以上。

尚々、川田之一条、大石氏江も委細申遣置候間、此方江御相談之上、御取斗可被下候。

07 山田方谷書簡 三島中洲宛 (文久三年二月頃か)

こその冬よりさやかたきおふやけの事侍りて、大城のもとへもふて居たりけるか、けふしも事はて、山住へ帰るをよろこひてあまた口すさみける中に

事ははてぬ君帰りますけふよりハわか身もやすく住むやま里世をうしとおもふにあらぬ山すみは事はて、こそ帰り来にけりうさもなく帰る身よしや三よし野の岩のかけ道ふみならさすもこりおきしみ山の妻木負にゆかむ世のおも荷をハけふそおろしつ

同し時いほりのほとりなる清水を見てよめる

汲む間のみしはしにこれと山清水澄むこそものとこのろとはしれ

又のき端の松を見て

きのふ見し夢そあたなれ吹さますのきのまつ風おとなたやしそ

右二首雖頗涉述懷、此亦不可無之情也、観者察焉。 方谷老夫

右御一祭之後、三島媼へも一観希上候、以上。

II 三島中洲書簡

08 広沢藤右衛門・山田宇右衛門書簡 熊谷弾介・広瀬徳次郎宛 三島中洲

写 (慶応二年) 四月二十九日

一筆致啓上候。然ハ此内再度得御意候通り、此方領内南郡屯集之内、今脱走候者追々領内罷帰候二付、早速召捕致吟味候処、於国内致暴挙候而已ならず、剩へ備中倉敷辺江罷越、種々令乱妨之所業之趣と申出候。彼是重き制禁を背き重科難通、依之過ル廿六日周防小熊毛郡ニおひて式拾七人令誅伐候、其餘罷帰候者可有之哉二付、嚴重穿鑿申付置、猶何分之趣も御座候へバ、追而可及御達候。此段幕府向江も御届仕置候事、旁可得御意由、家老共申附如斯御座候。恐惶謹言。

四月廿九日 毛利大膳内 広沢藤右衛門 山田宇右衛門

小笠原左京大夫様御内 熊谷弾介様 広瀬徳次郎様

09 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (慶応二年) 四月十五日

以態人申上候。然ハ十二日酒津便二付し手紙差上候。御悔ニ私共難罷出儀御断り申上置候。定而御承知被遣候事と奉存候。何分先日以來浪士当藩へ向て参掛、尚又北国筋よりも参候専風聞有之、一足も領分江入間敷と存し四方之口々へ人数を出し、惣社へハ討手之人数を出し、笠岡・一橋両陣屋分も御頼ニて人数を出し、諸方之操出し大混雜、夫々同役皆々出張、私忝人彼蕭何役

を致し昼夜役所ニ詰切り夜も寐不申次第、無抛御悔延引ニ相成候段、御仁免可被下候。今日ハ初七日ニ相当り候様存し、餅少々差出候間、御備へ可被下候。

一戒名ハ何と申候哉、御申越可被下候。

一多用ニ取紛れ、且人ガ皆々ホメ呉候へバ氣も張り候へ共、少し閑ニ相成候へバ思出し痛敷存候へ共、取返しも不出来、何分明メ候外無御座候。

一何卒敵討を致遣度、精誠骨折候へ共、別紙之通無抛次第ニて取逃し、残念千万足摺斗り致居申候。又々折も御座候事ナリ。

差急き如此ニ御座候、頓首。

四月十五日夜 三嶋貞一郎 三嶋舒太郎様

尚々母様姉様へ宜敷御申上被下、是も御明め被成候様御勸メ可被下候。

一倉敷変事ニ皆々逃出候へ共、定太郎忝人ハ手向働き討死致候。感状を御代官様より御もらひ被成、家之系図ニ残し被置候へバ、同人も妻子無之若死致候へ共、後世子孫まで大切ニ祭り可申と奉存候。何卒碑文ハ叔父ガよく書てやり申候。画像も御拵へ被成、討死之事を賛ニ入てやり、後世へ残度候。

10 三島中洲書簡 (三島舒太郎宛) (慶応二年四月十五日)

内々

浪士井山へ立て籠り候節、当藩倉敷へ差出候人数を浅尾加勢ニ向け、惣社ニ陣取、尚領分堺へ出張之人数と狭討之姿ニ相当り、十二日ニ浅尾を勸而井山へ攻掛り度所存之処、浅尾備前へ相談致し、先ツ見合可申とて当藩へ断り候二付、無抛惣社を引払ひ遠坂越ニて井山東北へ廻り、一手ニて討掛候処、其夜敵ハ井山を出て浅尾を焚打ニ致し、拾三人斗り之首を取り申候。当藩人数ハ留守中ゆへ救ふ事も不出来、備前ハ三軒屋ニて見物、救も不致よし。翌朝愈浅尾大変相分り、此方人数又々惣社へ立戻り、備前も惣社迄出張二付申合せ、十三日夜、備前ハ南ヨリ、此方ハ東ヨリ攻掛り候約束之処、備前分使者ニて家老か不参とか何とか申て暫時見合せ呉候様申来、皆々齒をギリギリ云

しながらも、此方斗りニテ攻掛候節、もし備前が後より討候ときハ馬鹿等數事ゆへ、無慥見合わせ候處、其夜六人斗り浪士拔出、翌十四日朝陣屋西門より皆々逃出川下へ下り残念千万之事ニ御座候。其跡ニテ備前陣屋へ少々発砲致候よし。最早カラ屋敷ゆへ何之変も無之事、此時此方之人数浪士追討致掛候へ共、備前ニ隔ラレ候ゆへ、長追ハ無用とて大将相留メ申候。右之次第ニテ、残念至極ニ御座候。浅尾も此方と同意し十二日先方へ攻入候へバ右之不覺も有之間敷ニ、備前之説ニ従ひ大禍をとり可憐事なれ共、実ハ臆病と愚とニツテ自招き候禍ニテ世上之笑をとり申候。備前ハ如何思候哉、全く勸て禍をとらせ申候。浅尾二人かあれば大怨ニ御座候。当藩ハ二夜とも備前ニ邪魔を被致攻取候事不出来、是が口惜き斗りニ御座候。何分ニも備前が脇下より取逃し候ニ当り申候。御地辺ニテハ如何申候哉、公評を承度候。然し右等之事私が申上候とハ決而他人へ御話被下間敷候。当藩と備前との不和を生してハ不宜候。

其後十四日脱龜島ニテ少々歩兵と取合ニ相成候よし。終ニ兒島へ相籠り候へバ、定而備前が逃し可申と奉存候。今日ハ公儀歩兵が追討被致候よし。跡辺ニハ無之哉と奉存候。当藩も今日公儀より追討被仰付候ゆへ、又々連島辺を向て人数遣し申候。定而迹辺と存候へ共、公命故ニ差出申候。中嶋辺ニテハ昨今之處委細ニ相分り可申、御申越可被下候。

一 全体浪士も当藩を乱妨、追々作州路へ参り候志之よし。愈参候へバ是非々々討留可申ものニ、領分へハ一足も入レズ引取、口惜き事ニ御座候。

11 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (慶応二年) 五月十六日

幸便啓上仕候。梅雨中愈御皆々様御清福奉敬賀候。小屋無異、御降心可被下候。然ハ先日ハ御取込中へ罷出、御邪魔申上候。其後御手紙被下、早々相届き難有拜見仕候。

一 追々寂寥ニ相成、御鬱々被成候事と奉察候。何分無此上可惜事ニテ、思

出し候程腹ハ立候へ共、致方無之、何事も天命と御明メ第一ニ御座候。御三人様とも餘り御鬱々被成候より、終ニハ病氣を引出候様相成候てハ、定太郎ニ於ても満足致し不申、此段私共も甚ハ心配仕候間、呉々御明らめ可被成候。一 圭之助之党も防州へ上陸、終ニ防州手ニテ被討取候風説有之候。今少し実否難分候。

一 藝州も去朔日宍戸備後介ハ不快ニ候へ共、末家へ御裁許御達ニ相成、当廿一日迄ニ御受書差出候様子ニ御座候。何卒早く相倒レ候様奉起候。

一 乍極内備前も評判不宜、太心配ニテ出張之役ニ嚴罰申付、兩人斗り京撰へ上り段々申分を致し候よし。就而ハ去十三日備前守様御内命ニテ当藩へ使者参り、実事申分け致し、互ニ疑念有之候てハ後日双方之為不宜とて懇談いたし帰り申候。全ク疑ひを晴して参り、彼此と浮説被申立候てハ迷惑ニ付、懇談ニ参候ものと見へ申候。此様子ニテハ備前も大閉口之証据も見へ大ニ安心仕申候。

一 ゲバール玉葉入とも二壺挺六七両ニテ手ニ入り申候。何挺御入用ニ候哉。岡田よりも頼御座候間、御申合せ、岡田藩之御頼ニ相成候へバ早々御世話可申候。

一 ヒストンも愈何挺入り候事か、小路へ御相談、早々御申越可被成候。胴乱も入り候へバ、大坂へ可申遣候。

一 管五百、小路之誂ニ御座候間、差出申候。代銀貳拾七匁五分ニ御座候。先ハ右申上度、如此ニ御座候。勿々不一。

五月十六日 三嶋貞一郎 三嶋兄上様

母様姉様へ呉々御明らめ之事御申上可被下候。

12 三島中洲写・五言古詩「聞三嶋定太郎戦死、有此作」(慶応二年)

聞三嶋定太郎戦死、有此作。

浪賊襲鼎脰 前後奪門扉 島君甫十八 英爽如晨暉 決然守士節

不顧独力微 揮劍当衆敵 滿身血濺衣 何肯退一步 叱咤猶突圍
君分非祿食 何能死如婦 可醜犬羊輩 奔竄忍人譏 寸断君雖斃
英名永峨巍

右之詩新見藩之人作候よしにて、為見候もの有之、写し掛御目申候。

13 三島中洲撰「亡姪三島時正墓銘」 三島中洲自筆（慶応二年）

亡姪三島時正墓銘

亡姪諱時正、称定太郎、備中窪屋郡中島村里正三島繩正嫡子、而慶応元年試里正、時長侯得罪天朝、幕府奉詔討之、連年未服、倉舖具令桜井公督芻粟從軍。因撰里正或豪農子弟善武技者守県府、時正亦与焉。二年四月九日長賊櫛部某等百許人、果窺其虛、航海而至、乘夜襲県府。砲声四起。守兵狼狽、踰牆投壘、尽奔逃。独時正挺身舞劍防之後門。傷数人、而槍戟乱下、銃丸雨集、力不支、身被十五創而殤。賊乃火廨舍而去。村民收屍、葬實際寺先塋。桜井公聞警而帰。不及枉駕、祭墓拭涙曰、嗚呼汝善以死留守、不為一県無人、從者悉慟。乃上事幕府、五月閣老小笠原公從陣中下書、賞其忠節、賜金若干、許其家世世称姓佩双刀、免宅地租。桜井公又手書墓石題字賜之。時正性温良敏警、而貌頎然長大、好擊劍打砲、而劍為其所長。行年十八。仏諡曰良敏義勇居士。銘曰、

致身為官 賢吏忠臣 賜褒顯先 孝子順孫 汝而不死 忠孝道止
康健何誇 寿考何喜 汝死得宜 吾不敢悲 人若惋惜 來視斯碑

叔父 松山藩 三島毅撰（二百五十八字）

14 「四月四日西丸へ勅使橋本殿柳原殿御入城、田安中納言へ御渡二相成候

勅説之写」三島中洲写 慶応四年四月（魚水実録上 p735-736 所収）

四月四日西丸へ勅使橋本殿柳原殿御入城、田安中納言へ御渡二相成候勅説之写

徳川慶喜奉欺罔天朝之末、終二不可言之所業二至候段、深被為悩宸襟、依之御親征海陸諸道進軍之処、悔悟謹慎、無二念之趣被聞食、被為垂皇怒之餘、別紙之通被仰下候条、謹而御請可有之候。就而は当月十一日ヲ期限とし各件所置可致様御沙汰之事。右日限既二寛暇之御沙汰二候上ハ、更二歎願哀訴等断然不被聞食、恩威両立、確乎不拔之叡慮二候。速二拝膺不可有異議者也。

別紙

第一条 慶喜去十二月以来奉欺天朝、剩へ兵力ヲ以犯皇都、連日錦旗ニ発砲

し重罪タルニ依、為追討官軍被差向候処、段々真実恭順謹慎之意ヲ表し、謝罪申出候付而は、祖宗以来二百餘年治国之功業不少、殊ニ水戸贈大納言積年勤王之志業不淺、旁以別格深厚之思召被為在、左之条件実行相立候上は、被処寛典、徳川家名被立下、慶喜死罪一等被宥之間、水戸表へ退キ謹慎可罷在候事。

第二条 城明渡し、尾張藩へ可相渡之事。

第三条 軍艦銃砲引渡可申、追而相当可被差返候事。

第四条 城内住居之家臣ハ城外へ退キ謹慎可罷在候事。

第五条 慶喜叛謀相助候者重罪タルニ依リ可被処厳科之処、格別之寛典ヲ以死一等被宥之間、相当之所置致し可言上之事。

但万石以上ハ以朝裁御処置被為在候事。

15 （備中松山藩家老より備前藩家老への歎願書） 三島中洲写 慶応四年四

月

去正月奉蒙追討之朝命、爰元諸士一統奉恐入屏居謹慎罷在候処、先般不存寄衣食住厚ク御手当被下置候様奉得御差図、実ニ出格之御憐恤、天恩ハ勿論、尊藩御周旋之御厚意難有、冥加至極奉存候。然ル処此節竊ニ拝承仕候へは、王師御東下、江戸開城と相成候由、就而は主人伊賀并嫡子万之進引分れ僻境へ立退、謹慎仕居候哉之風説承及候。爰元一同ニ於てハ右御鴻恩を蒙り、衣

食住不自由無之罷居候處、主人父子儀ハ其所を失ひ関東草野之間ニ流離落魄仕、饑渴ニ及候程も難斗、臣子之至情、于実不安寢食、日夜哀痛罷在候。乍去伊賀儀蒙天譴候身分二候間、唯今卒爾歎願仕候も奉恐入候へ共、万之進儀ハ江戸邸ニ罷在候間、大坂之始末毛頭承知不仕、殊ニ当年漸十一歳ニ罷成、何之辨へも無之者ニ而、別而歎敷次第第二存候間、何卒爰元へ迎歸り、城外寺院之内ニ而も為相慎、一同之者へ被下置候衣食之内を分ち保護養育仕度、然ル上は一統益朝恩之難有を奉感泣拝戴、兼而奉歎願置候通如何成危険困難之場へも罷出、勤王之実効相立度奉存候。此段不苦被思召候へは、御執奏被成下、朝廷洪大之御仁恕を以前段臣子不得止之至情被為聞食分候様、御周旋之程泣血奉懇願候。誠恐誠惶、頓首謹言。

慶応四年辰四月 松山家老連名 備前御家老当

16 三島中洲書簡 三島竹翁・三島舒太郎・三島寛平宛 (明治五年) 十月

二十八日

拝啓仕候。寒氣逐日相加候處、愈御清福被繁御座奉敬賀候。二二小生并二守一君とも無異罷在候条、御省念可被下候。然し着京以来両三度手紙差出候へ共、御返書無之、愈相届候哉難知候間、三度二忝度ハ御返書被下候様奉希上候。一過日去ル巳年六月、郡県と相成候以前、華士族卒ト平民との貸借出入御取上ニ不相成候様御布告有之、其後去ル卯年十二月晦日以前、御一新トナラザル時ノ平民相互之貸借出入も御取上ニ不相成トノ御布告有之、右ハ無理ナルコト二候へ共、一旦政府ヨリ出候上ハ致方無之候。就而ハ屹度御心得も相成候事と存候ニ付申上候。世間一統ハ急ニハ知り不申候間、早ク御処置被成候へは、御損毛も不少ト奉存候。

一兼而御話御座候新聞紙、誠ニ種類沢山御座候へ共、其内別而役ニ立候もの太政官日誌三十冊、新聞雜誌十七冊、今般買入差上申候。尤雜誌之分四十冊分、前金ヲ遣シ置ハ三割直引致候ニ付、即先金を遣置申候。因テ約束四十

冊之内、今日一冊持参り候ニ付、都合四十八冊差出申候。右約束四十冊之内出来次第追々差出し可申候。

- 一金三歩式朱ト錢五百八十文 六十五号ヨリ新聞雜誌四十冊分先払代。
- 一金式歩式朱ト五百五十文 上同断 五十二ヨリ六十四迄十七冊代 此分一度二買入ニ付、定価ヨリ五分引ニテ如此。

- 一六十匁金 銀三十匁五分 太政官日誌三十冊分 是ハ官ヨリ出候故直引無之。

右四十八冊運賃二百里内ハ一冊ニ付百五十文即永尅匁五分 都金七貫式百文。

右之勘定ニ相成、凡ソ一冊代永四匁近ニモ相成、随分高価ニ当り申候。其御積りニテ見料御定メ可被成候。然し不勘定ニモ相当り候へは早々御申越可被成、迹送りハ差止メ可申候。

一右之外西洋ノ翻訳書日々沢山出版ニ相成申候。一見致せハ大ニ智見ヲ増し候モノ多ク御座候。然し是ハ郵便ニテハ高価ニ相成候ニ付、少シ溜置、船便ニテ追々相送り可申候。御楽半分ニ翻訳商法被成、随分面白ク候間、追々相送り可申候。

一高梁家族トモ赤川氏引纏ニテ参呉候筈之處、同人俄ニ小田縣へ出仕イタシ候故、如何可致と相談之手紙参り候ニ付、寅平力富藏カ兩人之内付添被参呉候様申遣置候間、定而其都合ニ相成、竹太郎龜太郎も一緒ニ御越しと奉察候。右飛脚ハ道中ハ馴居候間、赤川ヨリ慥ニ御座候。且平日何千両之金ヲ持チ旅行致候モノユエ金子御預ケ越ニテモ心配無御座候。

一守一君も当屋敷洋学校ニテ修業出来、始終小生之側ニ被居、金子ヲコギリ渡シニイタシ、餘程窮屈之様子ニ御座候へ共、儉約ニハ相成申候。乍併都下之事ゆへ入用多ク、一月五六両ハ入り可申候。此段申上置候。小生杯も衣服ヤラ道具ヤラ当分ハ無抱入用多ク、此節八月給百両モ一月ニ入り少シモ餘分無之、何卒来年ヨリハ少し宛残度と心得居申候。先ハ右申上度如此ニ御座

候。

十月廿八日 艸々不一

尚々新聞之事、大谷小野も望之由ニ御座候間、御廻し被下、此手紙も御廻し可被下候。

一 姉様へ宜敷御伝へ可被下候。

〔封筒〕〔中〕 島村 三島竹翁様 三島舒太郎様 三島官平様

東京 三島毅

17 三島中洲書簡 三島舒太郎宛 (明治二十九年) 十二月二十四日

寒冷之節愈御安静被成御座、奉敬賀候。然ハ小生も供春被仰付候へ共、最早歳末御稽古も御休ニ相成候ニ付、来春御学問始迄ニ参候様被仰聞、殿下ハ今日御発軼ニ候へ共、小生ハ来一月六日ニ出立、大磯小野へ立寄り夫ヨリ沼津へ参候積リニ御座候。三月頃迄ハ勝地ニ罷在候。却説、今般歳末御祝儀トシテ天皇皇后両陛下より洋服上下地被下、皇太子殿下より白羽二重壱疋被下、又両陛下より別ニ金拾五円被下、冥加ニ餘リ難有御事ニ付、兄弟へ分配シ、兄様へ拾円、お増へ五円差出度、即ち別紙為替呈上候間、難有御頂戴被下、何か御求、御紀念ニ可被成下候。お増へハ別ニ遣置申候。餘ハ年明目出度可申上候。早々頓首。

十二月廿四日 三島毅 三島兄上様

尚々皆様へ宜敷御伝へ可被下候也。

18 三島中洲書簡 三島竹太郎・三島実宛 大正元年九月二十四日

啓者久々御無音申候。秋冷相催候処、皆々御安全と相察申候。拙家も相替ルコト無之候。先般ハ御大喪ニ付恐入候御事ニ御座候。就而ハ前之東宮殿下御踐祚被遊候より、拙老東宮侍講之職も自然消滅之處、更ニ宮内省御用掛リト申儀被仰付候へ共、不相替今上陛下へ御侍講申上候職分ニ御座候。唯御政事

之御暇々ニ御勉学被遊候事故、是迄之通毎日出勤ニ不及、御用透キ之節御召ニ而参内致候故、身分ハ閑ニ相成申候。其代り正味之月給ハ少シ減シ申候。俟約候へは可也養老モ出来可申、御同安可被下候。却説、今明日ハ故ノ姉様三回忌ニ当り候儀思出申候。因テ別封香資差出候間、御霊前へ御供可被下候。一昨二十二日深更ヨリ昨日午前ハ当地暴風雨有之候へ共、塙屏等少々倒レ候位ニテ相済申候。新聞ニ京坂地方最モ烈シト有之、御地ハ如何ニ候哉、御見舞申候。

一 謙司ハ未ダ上京不致候哉、分り不申、御尋申候。

右申述度、艸々不尽。

九月廿四日 中洲 三島竹太郎殿 同実殿

尚々皆々へ宜敷御伝へ可被下候。横町へモ宜敷御願申候也。

19 三島中洲書簡 島田重礼宛 明治二十八年九月二十九日

秋霖始放晴候処、愈御清穆奉賀候。然ハ今朝御令息様を以而大学嘱托講師之儀御懇憑被下、不相替厚意奉謝候。然ルニ御承知之廢疾翁御役ニ立候否、甚々心配仕候。然トモ近来ハ身体も九分九厘ハ復常候故、試ニ御勸ニ応し相勤見可申候。万一勤兼候節ハ嘱托之事故、辞退も容易と被存候間、斗モ角拝諾仕候。然ル上ハ何日比より出校可然哉、又授業書籍者何書ナリヤ、時間之御繰合等、委細前以御教示奉願候。病後保養中ニ付、成丈気楽ニ勤度候間、時間等ニハ我儘之儀申上候も難計、御含置可被下候。右ハ為拝答如此ニ御座候。頓首。

九月廿九日 毅 島田先生侍史

尚々御令息様へ宜敷被仰上可被下候也。

〔封筒表〕 小石川小日向台町壱丁目十九番地 島田重礼殿 親展

東京麴町区壹番町四拾五番地 三島毅

〔封筒裏〕 封 九月廿九日夜

〔消印〕「武蔵／東京飯田町／廿八年九月／三十日／イ便」

20 三島中洲書簡 島田重礼宛 明治二十九年三月二日

拝啓仕候。愈御清穆奉賀候。陳者小生儀不斗も今日宮内省御用召ニ而東宮職御用掛り被仰付、勅任待遇、年俸千八百円被下申候。右ニ付は大学嘱託講師折角御推薦被下、間毛無之二辞シ不申而ハ不相成事と相成、右等御相談ニ罷出度奉存候。明日何時頃御在宅ニ候哉、又は大学御出勤先へ罷出候而も宜敷候間、時間ヲ葉書ニ而被仰下度、乍恐縮奉願候。頓首。

三月二日 毅 島田先生侍史

〔封筒表〕小石川小日向台町壺丁目十九番地 島田重礼殿 親展

東京麹町区壹番町四拾五番地 三島毅

〔封筒裏〕封 三月二日

21 三島中洲書簡 野口多内宛 (明治三十三年) 十一月二十九日

拝啓、寒冷之候愈御安健御奉職奉賀候。老生依然矍鑠、御安意可被下候。然ハ先般ハ手島氏突然罷出候処、御深切ニ御待遇被下、万事好都合ニテ帰国致し、同氏も大ニ喜び居申候。右ニ御托し貴重之品々御贈り被下、厚意辱拝受致申候。却説、当夏以来之変事ニハ実ニ御一命如何と心配致居候処、高運ニ而御免れ、跡ニ而ハ御名も揚り、却而御幸と相成、竊ニ欣慰致候。殊ニ近來ハ俗務御手伝被成、引続本職ニ御附之由承り、別而致欣慰候。此上は御勉強次第ニ而追々御上進、何卒父母及旧師之名も揚り候様奉万祈候。老拙近況は手島より委細御聞可被下候。佐渡病難後妙ニ恢復、乍老衰奉職致居候。然し仙官故老人適當、安心ニ相勤居候。傍々文詞相楽ミ、文集も二集迄上木候ニ付、今般贈呈致候。御閑之節御笑覧可被下候。詩も近著一部添呈申候。先は右御礼旁如此ニ御座候。艸々不宣。

十一月廿九日 三島中洲 野口賢兄

尚々御郷里々毎々兄之事御尋有之候へ共、消息不知ニ付返書不差出、今般は巨細可申遣と存候也。

〔封筒表〕支那 北京公使館 野口多内殿 拙著三部贈呈

〔封筒裏〕× 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三嶋毅」

22 三島中洲書簡 野口多内宛 明治三十七年七月二十一日

久振接御手書、忙手拝読候処、愈御安健ニ而御奉務之由奉賀候。拙老依然頑健、御安慮可被下候。書中被仰越候通、無程瀧澤氏帰朝、面接候処、其骨貌先年師範校ニ而教授致候瀧澤ニ似タルヲ以テ相尋候処、即其弟ニテアリキ。同氏ニ被托支那信紙一函、武威山誌、朱子学的各一部、文公肖像并ニ真書摺本御贈被下、皆々珍敷ものニテ重宝致候。然ルニ朱子学的ハ今日少シ不流行ニ付、翻刻之儀ハ如何之ものか、追々細田とも相談致可申候。瀧澤氏揮毫之嘱は致承知、出立迄二間ニ合せ可申候。先は右御礼申述度、如此ニ御座候。勿々不一。

七月廿一日 中洲 野口賢兄

別紙御序ニ佐倉へ御届可被下候也

〔封筒表〕大清国福州日本領事館／野口多内殿／平安拝復

〔封筒裏〕封 大日本国「東京麹町区壹番町四拾五番地／三嶋毅」甲辰七月廿一日

〔消印〕「東京／飯田町／37-7-22」[TOKIO / JAPAN / 22 JUL 04] [1

AUG 04]

〔印記〕「三島」「佐倉」「佐倉／孫三」

23 三島中洲書簡 福島安正宛 (明治四十五年) 七月二日付

拝啓、輕暑之候。愈御清健御在任奉賀候。御着任早々御多用奉察候。過日は宇都宮君ニ托シ遙行送別拙作呈置候。定テ御笑覧被下候事と奉察候。却説此

野口多内

右拙老門人ニテ、福州及安東県等之書記生多年相勤、近来ハ辭職、専ラ安東
県新聞ニ従事致居候者ニ御座候。御近場ニ罷在候故、拝謁致度ニ付、添書致
呉候様頼越候間、罷出候へは御閑隙ニ御面会被下、宜敷奉願候。先ハ右御依
頼迄如此ニ御座候。頓首。

七月二日 穀 福島都督殿

〔封筒表〕 関東都督福島安正殿 門人野口多内持参

〔封筒裏〕 × 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島穀」

Ⅲ 三島中洲来簡

24 三島中洲来簡集『名家尺牘』二卷

① 三島中洲題字 明治二十三年

落花水面皆文章 庚寅春日書於梅窓之下 中洲

〔引首印〕「黃薇人」、「落款印」「三島穀字遠叔」「中洲漁鰭」

② 三島中洲書簡 牧馬宛 明治二十九年六月六日

日前大村翁弔詞差出候処、多忙中ニ相認候故、御号ヲ誤り、詩も声律ヲ失居
候処、思付、別紙之通り認直シ差出候間、前之文ハ御破り可被下候也。

六月六日 中洲 牧兄

〔封筒表〕 作州津山町田町 牧馬殿 「東京麹町壹番町四拾五番地 三

島穀」

〔封筒裏〕 × 六月六日

③ 四屋恒之書簡 三島中洲宛 明治某年一月二十五日

前略、拙文一篇御痛正奉願候。且兼而御依頼之節翁略伝、幸此度片山氏も出
京ニ付、相談之上相願可申候。万期後晤、草々不一。

一月二十五日 恒之 中洲先生
書付一条、又々御配慮奉謝候。

〔封筒表〕 三島中洲老台 四屋恒之

〔封筒裏〕 緘

④ 川北梅山書簡 三島中洲宛 明治二十九年七月二十五日

一兩日は非常ノ暑威ニテ老体尤覺難堪、先々尊履佳勝奉賀候。兼而願置候愚
稿多篇、御多忙之處御勉強被下、殊ニ溢美ノ御細評ヲ蒙り、万々千々難有、
是レニテ津城ノ好土産ト成り申候。とふか両三日ノ内ニハ御出立可被成、暑
サノ時節随分御自愛是祈候。勿々不一。

七月念五 長顯 中洲先生

〔封筒表〕 壺番町四十五番地 三島中洲先生 尊文返上

〔封筒裏〕 × 三番丁七十五 川北長顯 七月廿五日

⑤ 土居香国書簡 三島中洲宛 明治四十一年七月十一日

華翰難有拝読仕候。霖霖漸開晴之様ニ有之候処、益御清健御起居被游候段、
奉恭慶候。陳ハ披為懸御念、御懇切ニ社費として御寄贈被成下難有拝受、御
芳志之段、伏而奉感佩候。且又高作御恵与被下、是亦難有拝戴、目下鷗集
四十五編編纂いたし候間、早速其方へ登載之事ニ取計ひ候。御蔭を以紙上大
ニ光彩相発し候。尚続々御投与奉希上候。不取敢右御礼申上度、捧愚札候。
恐惶頓首。

七月十一日 通豫拜手 三島先生座下函丈

〔封筒表〕 麹町壺番町四十五番地 三島穀先生 座下函丈

〔封筒裏〕 緘 「東京市千駄ヶ谷町三百四十六番地 随鷗吟社」 土居通豫

明治四十一年七月十一日

⑥ 信夫恕軒書簡 三島中洲宛 明治三十六年六月三日

爾後不得拝顔、漸薄暑之候ニ相向候処、筆研御清穆、大慶奉存候。然ハ毎々恐縮之至ニ御座候得共、拙文一篇御叱正奉願候。其内拝趨万御礼可申上候。来ル六日中村敬字十三年忌辰ニ付、定而御招待申上候事ト奉存候。私も参り申候間、其節迄ニ奉願候。先ハ願用迄、勿々頓首。

六月三日 信夫 中洲先生

〔封筒表〕 麹町区一番町四十五番地 三島中洲先生侍史

〔封筒裏〕 × 六月三日夕刻 小石川大和町十三番地 信夫 奏

⑦ 堤静斎書簡 三島中洲宛 明治某年二月十七日

拝呈、然ハ横浜師範学校長多田実氏催シニテ杉田觀梅之約アリ、該地県令も被参候由、同行ハ三洲・呉江・小生ナリ。先生ニモ御奮発相成候様斎藤氏より申上候得共、猶小生ハ御誘候様ニトノ事也。御同意ニ御座候ハ、来ル廿三日午前十一時之汽車ニテ発スヘク候間、新橋停車場ヘ向ケ御来車被下度候。尤雨天ナレハ順延之筈。

二月十七日 堤正勝 三島毅殿

〔封筒表〕 壱番町四十三番地 三島毅殿 堤正勝 飯田町六丁目

〔封筒裏〕 緘

⑧ 高辻修長書簡 三島中洲宛 大正六年七月九日

拝啓、寒氣増加之節、益御清康奉賀候。過日来供奉御苦勞奉存候。静浦風光想像、欽羨々々。迂生不相変湘海ニ行吟致居候。御一笑可被下候。拟毎度御面働至恐入候得共、別紙拙作御間隙之節何卒御答正奉願度候。猶又毎々御深切御尋被下候豚兒全癒、十一月十五日三笠ヘ帰艦仕候。乍憚御放慮希候。貴君ニハ歳末より新年ニかけ如例御帰京之事奉存候。於宮中可得拝顔存候。過日之初雪ハ意外積地候。其節ハ小生帰東京居候。寒氣ニ閉口仕候。今日ハ快

晴如春、散策相楽申候。勿々敬具。

十二月十七日 修長 三島老先生榻下

尚々時下御自愛專一奉祈候也。

追申、御旅館ハ不相替保養館と存候。安藤ハ在東京と申事候得共、今尾老女ハ弥々勉強御待遇申上候事と存候也。

副啓、拙作中七星剣トハ今般豚兒ヘ差遣候剣、從來ノ名ニテハ無之候。破軍ノ字も有之候儀ニ付、相用候次第第二御座候間、若も不都合ナル故事も候ハ、御删除奉願候。頓首 修長

〔封筒表〕 東京麹町区一番町四十五 三島中洲先生机下

堤正勝 飯田町六丁目

〔封筒裏〕 × 七月九日 相州鎌倉稻瀬川 高辻修長

⑨ 渡辺千秋書簡 三島中洲宛 明治四十年九月二十五日

謹啓、益御安泰奉恭賀候。毎々恐悚之至ニ御座候得共、別紙何卒御電鑑被成下、御批正之程奉懇願候。参上可願上候処、皇太子殿下御発途前願取込居、書中之段不悪御海容奉願上候。早々、敬具再行。

九月二十五日 秋 三島先生閣下侍史

〔封筒表〕 麹町区一番町四五番地 東宮侍講三島毅殿 親展

〔封筒裏〕 緘 芝高輪南町七 渡辺千秋

⑩ 信夫恕軒書簡 三島中洲宛 明治某年十一月二十日

其後は久々打絶罷過候。時下秋冷日増ニ劇敷相成候。益御清福大慶奉存候。拟兼被仰聞候通、毎火曜日二松学舎ヘ参堂、未熟ナル拙講仕候処、諸生共謹シテ相聴申候。サスガニ平生ノ素養ニ因テ然ル者ト感服罷在候。惟し拙老ノ浅学ニテ別ニ名説も無之、氣の毒千万ト奉存候。御序ニ宜敷被仰聞置可被下候。将又毎度恐入候得共、碑文序文雜文共二三首御叱正奉願候。何レも上木

并ニ金石文ニ御座候間、後人ノ笑ヲ免度、敢願候事ニ御座候。隨時御自愛奉祈候也。頓首。

十一月廿日 榮拝 中洲先生

以上、「寫伍」。

⑪ 香川敬三書簡 三島中洲宛 明治三十九年一月三日

拝賀新年、拝啓、旧年は病中失礼仕候。扱御書中御申聞一々拝承仕候。御申聞之通ニ而何等異存無之候間、可然奉願候。但シ四年十二月卜御認之所ハ三年十二月ナリ（慶応三年丁卯十二月）。其他は御認之通りニ而可然奉存候。密勅云々、御尤ニ奉存候。只小生之心付は皇室再興ノ文字如何、可然候哉、王政復古トカ力王政維新トカニ而ハ如何ヤト奉存候。是又強而申上候程之事も無之、御断行奉願候。右乍延引拝復迄、如此御座候。敬具。

一月二日 敬三 三島様侍史

〔封筒表〕 三島東宮侍講殿 親展拝復

〔封筒裏〕 封 一月三日 香川敬三

* 「式部長從二位勲一等男爵三宮君墓碑銘」（『中洲文稿』第三集卷二上）の措辞に関する意見。

⑫ 洪沢栄一書簡 三島中洲宛 明治四十年七月二日付

尊翰拝読、益御清適奉賀候。然ハ先般御願申上候尾高藍香碑文御脱稿之趣ニて御送付被下、拝見仕候。右ニて別ニ愚見等申上候事共無之候得共、尚近親之人々にも相示し、書は日下部君へ相願申度奉存候ニ付、是又御含置可被下候。いづれ其中拝趨御礼可申上候も、不取敢一書奉答仕候。勿々敬具。

七月二日 洪沢栄一 三島先生玉案下

〔封筒表〕 麹町区一番町 三島毅様 拝復 兜町 洪沢栄一

〔封筒裏〕 封 七月二日

⑬ 尾崎忠治書簡 三島中洲宛 明治某年六月十七日

拝見、愈御清適御起居奉南寿候。墨陀以来甚々疎遠、一向御尋問不申上、御無音之段御海容奉願候。陳長谷氏之一条縷々御紙表之旨敬承、坂本氏ハ別而無如才、事ニ就き不日ニ相談ニ及ヒ可申候。今朝出頭懸、不能委細貴酬間、余ハ拝青ニ讓候也。再行。

六月十七日 忠治 三島先生侍史

〔封筒表〕 三島毅殿 尾崎忠治 拝復

〔封筒裏〕 封 六月十七日

⑭ 島田重礼書簡 三島中洲宛 明治二十八年三月七日

華翰拜閱、爾来御無音仕候。微喧相催候処、貴恙引続御快方奉扑賀候。学士会院一条、如来論老成凋落、御同慨之至御座候。候補者之儀ニ付御心附被下、大謝仕候。早速御返書可仕处、今朝出産有之取込居、大延引仕候。先ハ右御礼迄、書外拝眉縷述可仕候。草々頓首。

三月七日 重礼拝 三島先生

〔封筒表〕 麹町区壹番町四十五番地 三島毅殿

〔封筒裏〕 封 小日向台町 島田重礼 三月七日

⑮ 広橋賢光書簡 三島中洲宛 明治三十二年二月二十五日

拝啓、尊父毅殿満七十年ニ被達候ニ付、来月三日芝紅葉館ニ於而寿宴催相成候ニ付、小生ヘモ御案内被成下、難有存候。欣然出席可仕筈ニ候得処、過日来流行感冒ニ罹リ未タ全快仕兼候間、甚以テ乍残念御断申上候。為其早々如此ニ御座候。頓首。

二月廿五日 広橋賢光 三島復殿 同広殿 同桂殿

二白、御近著一部拝戴仕、難有存候。万々御礼申上候。

〔封筒表〕 麴町区壹番町四十五 三島桂殿 親展
〔封筒裏〕 × 元園町一ノ十一 広橋賢光 不参（朱筆）

⑩ 阪谷芳郎書簡 三島中洲宛 明治某年九月二十四日

貴書拝誦仕候。益々御清祥奉慶賀候。誠忠録序文、御多用中ニモ不拘速ニ御起草被下、難有奉存候。御令息台湾彩票下請負ニ御従事ノコト、過日野崎氏ヨリ一寸内談有之候ニ付、小生ハ不賛成ノ旨ヲ答ヘヲキ候処、御来示ニヨレハ右ハ御令息ヨリ先方ヘ御断リ相成候由。彩票下請ノコトハ収入ノ点ヨリ見レハ一寸善キコトノ様ニ考ヘラレ候得共、御令息ノ将来永遠ノ発達ヨリ考フルトキハ御断リ相成候方其当ヲ得タル儀ト存候。勿々不一。

九月廿四日 阪谷芳郎 三島先生侍史

〔封筒表〕 麴町区壹番町四五 三島毅殿 親展

〔封筒裏〕 × 小石川原町 阪谷芳郎

⑪ 三島中洲書簡 豊原宛 明治四十一年三月九日

拝見仕候。然ハ明日午前第十時頃杉本同道御来臨之儀、承知仕候。彼之モノモ明日ハ十二時ヨリ学校ヘ帰り候筈ニ而、午前ハ拙宅ニ滞留、僕も午後ハ他出之約アリ、誠ニ都合宜敷候間、十時ニ御待申上候也。

三月九日 毅 豊原兄

⑫ 三島中洲書簡 杉本重遠宛 明治四十一年三月十四日

貴書拝見仕候。過日ハ遠方態々御来訪被下、奉多謝候。彼一件も親族ヘ対し誠ニ氣之毒千万、日夜心痛致候ヘ共、何分大金之事ニ而非力所及、然ルニ御仲裁ニ御入被下、七月迄延期ニ御取計被下候由。然ル上ハ近々野崎ヘモ御苦勞被下、又拙老モ此月末迄ニハ帰京モ仕候故、徐々好案モ出来可申、一先安心仕候。右野崎ヘ御出張被下候前二ハ一寸御一報可被下候。添書差出可申候。

先ハ御受旁御礼申上度、如此ニ御座候。頓首。

三月十四日 毅 杉本賢兄

〔封筒表〕 上州伊勢崎町銀行 杉本重遠殿 拝復

〔封筒裏〕 封 相州葉山長蛇園寓「東京麴町区壹番町四拾五番地 三島毅」

三月四日

以上、「弓肆」。

IV 三島中洲の知人たちの書

25 山田方谷書幅（建白書）（魚水実録上 p112-114 所収）

抑我か大日本三十年以来一ツの大病を根ざし、十年前より追々表発いたし、四五年このかた其症益重り今日の容体ニ至りたるにて、俄に起りし病ニあらず。此病の根を絶んとせば、一ツの荒療治を施さざれば八年来深癰の病根絶切り快復ニ至る時あるへからず。其病根を尋ぬれば開国鎖国の二ツより天下人心二ツに分れ相争ふを根元とす。故に鎖国を主として攘夷を行ふ時は外国と戦ふて一旦苦しミを受け、開国を主として交易を行ふ時は我国中と戦ふて是亦一旦の苦しミを受けるに至る。此二ツは荒療治にして一度ハ苦しミを忍び療治を施さずしてハ病根を絶の期あるべからず。然るに四五年來の形勢を見るに、たとへ外国人と戦ふとも一家に同じき我国人と戦ふにハ忍びざる事ゆへ、何分ニも攘夷の荒療治を施させたまひて鎖国ニさへ成るに於てハ、開国を好む人ありといへども三百年致し來りの事なれば、自然に心服し日本一致となりて終ニ外夷を逐ひ退け年來の病根は絶つに至るべしと存ずるの処へ、其療治ハ公儀にておぼしめしに叶せられざるかにて、開国の方の御療治と成されしより、果して我国中の戦ひと成り今日天下万民の苦しミは限りも無き事なれども、これハ元より覚悟の前にて先年よりすこし先見の立ちしものハ明鏡に懸てみるが如く今更驚き歎くべきにあらず。此苦しミを忍び療治を仕おふ

せたまふ時は、終二鎖国攘夷を主張する激徒どもハ不残平げ尽したまひて大開国と成り、西洋と同様の国柄とも成りなハ是もまた病根ハ絶へぬべし。療治の方はうらはらとかはれども、鎖国攘夷ハ下剤を用ゆる如く、開国交易ハ

吐剤を用ゆる如く、何れも一ツの荒療治ゆへ、一旦の苦しミハ忍びざれハ病根を絶つ事ハなりがたし。然るに年来の大病人ニ荒療治を施す時は、眼前其療治の為ニ苦痛するを見るに忍びずして此療治ハ止め、補薬を用ひ暫時を安からしめんとする時ハ今日戦を止め和談を用ゆるの外あるべからず。去ながら前の二ツの荒療治にてももし仕損じたる時ハ全く療治によりて命を失ふに至るもあるべけれハ、これもいづれをよしともいひがたし。しかし荒療治を施し一旦の苦しミを忍ぶも、病を絶ち命を救はんとする大仁心より起り眼前の苦痛をハ顧ミざるなるべく、又眼前の苦しミを見るに忍びずして荒療治は止め補薬にて暫時を安からしめんするもまた仁心より出し事なれハ、是もまたいづれをあし、ともい、がたし。此処は人々のおもひおもひに任せ各其仁心のたけを尽さしむるの外はあるべからず。今日公儀にてハ開国の荒療治最中なれハ、我君上にも其療治を貫き通し遊したくとおぼしめすも、天下万世を御救ひ遊されたき御仁心なれハ、それをあしきとて御止めもふすもいかなり。又眼前の苦しミを見るに忍びずしてこの御療治ハぜひ御止め遊され和談に遊されたくもふし上るもまた仁心なれハ、これもあしきとて止めべきにもあらず。されハ人々思ひ思ひ一己の仁心を尽す外ハあらじとおもふ。

26 島田篁村書幅 七言絶句「蓬牕載筆図」

春江水暖碧如油 載筆扁舟任去留 一段艸終茶未熟 蓬窓又手対閑鷗

蓬牕載筆図 篁村居士

(引首印)「閑有趣」、(落款印)「島田重礼」「敬甫」

27 信夫如軒書幅 七言絶句

孔訝戰端開一鐘 惜他三策不成功 猴郎亦識有今日 嘗畏座隅鯨面翁 恕軒学人榮

(引首印)「白石青泉冷喚人」、(落款印)「信夫榮印」「天則」

28 堤静斎書幅 七言律詩

松露歌哀日月陰 玉鑾北去賊氛侵 奪輿謀寄回天力 白樹詩描許国心
世乱孤臣名早顯 事非末路恨尤深 忠肝更覺老逾壯 擬伍当年刺客林
静斎隄勝

(引首印)「竹外一枝書屋」、(落款印)「隄正勝印」「静斎」

29 長三洲書幅 七言律詩

神魚振鬣大塊舞 女媧石破落愁雨 騰陽如甌冬雲熱 蟄虫啾吟啓牖戶
玉燭不調妖鬼蹲 碧翁垂泣波臣冤 驕甲惰兵紛不戢 火燎于原將自焚
三洲居士錄旧製

(引首印)「東西南北人」、(落款印)「英字共人」「三洲書画」

30 末松青萍書幅 五言律詩「日窟園小集」

白駒驅得好 來拳故人觴 義士終焉地 將軍啼始場
南薰度苔砌 空翠落書堂 半日清遊足 陶然百事忘
日窟園小集 謙

(引首印)「肝膽奉至尊」、(落款印)「謙字受卿」「号青萍」

31 三島兄弟妹(舒太郎・中洲・増子)肖像

明治十四年辛巳夏、家兄繩正君妹増見來訪、因留宿二月、毅得紀実詩三首、臨別写三人真像、題之其上以示子孫。

家山路千里 客懷何時忘 一夜雁魚信 兄妹報來訪 驚喜扑且舞

默禱期无妄 灑掃命僮奴 修繕雇工匠 妻兒更衣裳 日々倚門望
 果見双車至 引手登堂上 寒暄不須叙 相笑喜無恙 絮々談無次
 聚首酌濁釀 多年契濶恨 一朝便舒暢 台麓賞花筵 遷上觀月舫
 晨提又暮携 六旬不曾曠 人間天倫樂 何物相比況 四十年前夢
 回想忽悽愴 三人共幼孩 戲嬉侍慈帳 々中今無人 十年負奉養
 右五月五日迎兄妹

嗚呼先考墓 何以在此地 距今四十年 客寓奉吏事 一朝罹暴疾
 溘然歸消漸 同舍幸有人 拮据葬荒寺 近歲吾住此 晨昏掃墓隧
 湫隘且卑濕 乃生遷移志 況今兄妹來 機會不可棄 試掘墓下棺
 棺朽沙土被 撥砂又披土 和淚拾枯骸 台麓高爽処 竹樹最幽邃
 卜吉此遷葬 靈也定欣慰 回首想幼時 三人曾不記 今日共白頭
 始雪不孝愧 所憾先妣碑 故山獨嵬歸 遺骨分一片 託兄遠合瘞
 黃泉若有知 応慰同穴思

右六月四日遷墓

相逢如昨日 屈指月既再 兄妹亦有家 兒孫恨掩滯 歸期不可緩
 忽々共割愛 片帆去無迹 海天雲靄變 躊躇不能去 有似兒女態
 嗟吾年五十 慕親々已逝 々者不可追 又慕兄与妹

右六月二十九日送兄妹

明治二十四年夏五月、書於寒流石上一株松舍、時穀年六十二、兄妹亦健。

從五位三島毅（落款印）「三島毅字遠叔」「中洲漁韻」

参考資料

- ・国分胤之編『魚水実録』上下、旧高梁藩親睦会刊、一九一一。
- ・三島中洲『中洲文稿』第一集・第二集、吉川半七発行、一八九八。第三集、博文館発行、一九二一。第四集、二松学舎発行、一九二七。
- ・「中洲三島先生年譜」『二松学舎六十年史要』、財団法人二松学舎刊、一九三七。
- ・山田準編『山田方谷全集』山田方谷全集刊行会発行、一九五一。
- ・三島正明『最後の儒者―三島中洲』明徳出版社、一九九八。
- ・戸川芳郎編『三島中洲の学芸とその生涯』雄山閣出版、一九九九。
- ・『三島中洲研究』第一冊、二〇〇六。第二冊、二〇〇七。第三冊、二〇〇八。第四冊、二〇〇九。第五冊、二〇一〇。第六冊、二〇一四。東アジア学術総合研究所。
- ・三島俊雄『三島家の家伝』二〇一七（私家版）。

編集後記

企画展「三島中洲と近代」も今回で一回目、これほど長続きする企画になるとは予想していなかった。次こそはネタ切れになるかと思いつながら続けてきたが、次々に資料の寄贈を受けるようになり、また私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（二〇一五―一九年度）のサポートもあって、平成二五年（二〇一三）からの三年間に、「三島中洲と近代」だけで二一回、その他に「芳野金陵と幕末日本の儒学」（二〇一五）、「新収資料展：近代漢学の諸相」（二〇一七）、「レオン・ド・ロニーと一九世紀欧州東洋学」・「大沼枕山・鶴林と永井荷風『下谷叢話』」（二〇一九）、「近代作家の自筆原稿―花岡虎三氏蒐集資料ほか―」（二〇二〇）、「黎明期の歴史学」（二〇二二）など、三島中洲はじめ一九世紀の漢学関係を中心にさまざまな資料を展示紹介してきた。貴重な資料をご寄贈いただいた各位に少しでも報いることができたならば望外の喜びである。

再来年二〇二七年は、山田方谷の歿後一五〇年、二松学舎創立一五〇年に当たる。今回その一端を紹介した西三島家資料やその後に寄贈を受けた神戸家資料などの新資料を中心に、今しばらく企画展を継続していく必要があると思っている。

来たる九月二十日（土）には講演会「書簡資料からみる山田方谷と三島中洲」の開催を予定している。ぜひご来聴いただき大方のご垂教を請う次第である。

最後になるが、いつもながら図書館諸氏、丸善雄松堂の山崎和正氏に多大なご協力をいただいた。深甚なる謝意を表する。

（町 泉寿郎）

三島中洲と近代 其十一

山田方谷と三島中洲の書簡

発行日 令和七年九月十五日

編集者 大学資料展示室運営委員会

発行者 二松学舎大学附属図書館

〒一〇二―八三三六

東京都千代田区三番町六一一六

印刷
製本
株式会社 サンセイ

